

総務委員会会議録

平成21年6月25日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 18:15

○ 副委員長

ただ今から、総務委員会を開会いたします。

後藤久磨生議員の逝去に伴い委員長が欠員となりましたので、これより委員長互選を行います。おはかりいたします。委員長互選の方法は、いかがいたしましょうか。

○ 古本委員

指名推選でお願いします。

○ 副委員長

指名推選という発言がっております。指名推選とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により委員長の互選を行います。どなたか、ご推選をお願いいたします。

○ 古本委員

兼本委員が最適と思いますので、よろしくお願いします。

○ 副委員長

兼本委員を委員長に推選するとの発言がっております。おはかりいたします。兼本委員を委員長に推選することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、兼本委員が委員長に当選されました。委員長に当選されました兼本委員の就任のあいさつをお願いいたします。

○ 委員長

14日に急遽、死去されました後藤委員長の後で、なにぶん力不足とは思いますが、後藤議員が総務委員会をやっていこうとした意思を継承しながら、委員会運営に努めたいと思いますので、ひとつ、よろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 10:01

再開 10:14

委員会を再開いたします。

「請願第8号 住民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てに繋がる安易な地方分権・道州制に反対する請願」を議題といたします。本件の審査にあたり、紹介議員から資料が提出されておりますので、まず、その資料についての説明を求めます。

○ 川上委員

前回の総務委員会の中で、私は請願の全体の内容のうち、特に地方自治体を支える財源保障の問題など、総務委員会で大方の内容が一致できるところがあるのではないかと述べて、同時に、噛み合わないところも一部あるかと思ひまして、請願者の意図も含めながら総務委員会で前文の手直しをして、項目については請願者の意思を尊重する形で整理をしてはどうかというふうに提案を申し上げました。それで、その間に請願者とも話をいたしまして、前分を少し整理させていただきました。内容は基本的に請願趣旨に直接関係のない部分については前文から削除するというので、特に地方自治体にとって地方分権と道州制がどうかという視点に整理をしておしております。それで、お手元に新たな、新たなというか、整理したつもりの意見書案も出しておりますので、これも含めてご検討いただければと思っております。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 八児委員

今、意見書案の改定を見させていただいて、全部読みきれませんので、私自身の道州制に対する考え方を少し述べさせていただきたいと思います。本当に国が肥大化しているというか、そういうことで小さな政府というのはやはりすべきではないかと思っています。それで地方分権と道州制ですが、やはりなるだけ地域のことは地域ですというふうな方向性が大事ではないかというふうには思います。そういうことで国の今のシステムが肥大化しているというのは見えて、なかなか住民の声は届かないというのか、届いてもなかなか時間がかかるとか、そういうふうには私は思っていますので、やはり道州制地方分権に対してはしっかりと取り組んでいくべきではないかというふうに思っているところであります。そういうことで、この中身をよく読みきれませんので、何とも返事のしようがないというのが現状です。基本的には道州制には賛成の立場で述べさせていただきたいと思います。

○ 委員長

道州制に賛成ということとは。

○ 八児委員

この請願には反対しますということです。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

○ 川上委員

ただ今、国の肥大化の問題が討論で言われました。確かに今の国の機構の中では無駄あるいは整理すべき機構もあると思います。しかし、その整理、無駄をなくすということが道州制だけで実現するとも限らないんですね。例えば国が今、全国的に一本でやってる仕事を全国10とか11とかそういうブロックで同じような形のものをするということになるとどうなるか考えてみる必要があると思うんですね。そこで私が思うのは、大事なものは地方自治をどうするかということなんです。まずは、だから地方自治を、その役割、意見書にも書いてありますが、住民の福祉の増進を図ることが出来るように財源保証をきちんとすることを、そういうことが大事だということが書かれてるわけですね。同時に例えば憲法25条でいっていますように、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活をする権利を有すると、国がそれを責任を持たなければいけないというふうに書いているわけですね、教育についても同じです。そういう意味では国が全国どこに住んでいても全ての国民に責任を持たないといけないという、そういう最低の生活基準というのがあるんだけど、これをどういう状態であっても国が責任を負わないといけないと、道州制であろうがなかろうがということ、ここで意見書は書いてると思うんですね。そこで記のところをみていただきますと、1のところではそういう大事な最低生活基準を切り捨てに繋がるようなそういう地方分権や道州制は行ってはいけないのではないかとことを国に言うわけです。今、国の方では検討中です2015年から17年ごろに目鼻をつけたいということですので、考えるのはいいんだけど、考える際の視点として地方自治とか最低生活基準に対して国が責任を負うということをはっきりしてもらいたいということがこの意見書の趣旨になってると思うんです。ですから、本来、飯塚市議会としては全会一致で採択できる内容になるのではないかと思います。今日はこの意見書の採決ではありません、請願を対象にしていますので、私はそういう理由でこの請願、紹介議員でもありますし、賛成するという事を申し述べたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第8号 住民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てに繋がる安易な地方分権・道州制に反対する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 飯塚市安全・安心まちづくり推進条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 総務課長

「議案第77号 飯塚市安全・安心まちづくり推進条例」について補足説明いたします。議案書の4ページをお願いします。本議案は、昨年4月1日に「福岡県安全・安心まちづくり条例」が施行されたことに伴い、現行の「飯塚市生活安全推進条例」の全部を改正するものです。

主な改正内容につきましては、以下の5点でございます。まず一点目といたしまして、県条例をふまえ、第3条において「基本理念」を定めたことです。これは第1条の目的と併せ、県条例に倣い、「自らの安全は自らで守る」を基本に安全・安心のまちづくりを推進するにあたって「市民協働」の理念を掲げています。第二点目としては、第4条（市の役割）において、安全で安心なまちづくりのため、改正前の条例では市の施策として「啓発活動」「環境整備」「市民活動の推進」の3項目とされていたものを、幅広く交通安全や薬物乱用防止を含む10項目にわたる具体的な施策として生活安全にかかる施策全般を網羅したことです。第三点目といたしましては、その中で、特に「暴力団排除」について第8項において明確に規定したことです。第四点目としては、第5条から第7条において、改正前の条例では「市民の責務」としてひと括りに規定していたものを、市民の役割、事業者の役割、自治会等の役割として、それぞれの役割の明確化を図ったことです。最後に五點目といたしまして、第8条で安全で安心なまちづくりの推進を図るために「飯塚市安全・安心の日」を設けるものとしたこととさせていただきます。

現行の「飯塚市生活安全推進条例」や総合計画における主要課題として、本市が取り組んでおります安全で安心なまちづくりと基本的に異なるところはございませんが、地域生活における安全・安心感の醸成は今後のまちづくりの中でも大きな比重を占めてくるようになることから、生活安全に関し、「自らの安全は自らで守る」を基本に「市民協働」の理念のもと、より積極的、網羅的な取り組みを進めるためにご提案させていただくものです。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

この議案第77号を検討するにあたり、現在の生活安全推進条例をもう一度見てみたんですね。で、今、五點というふうに言われましたけど、強調されてるところがあるんですね。そのうち特に最初にお聞きしたいのは、基本理念、第3条で、「安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自らで守る、地域の安全は地域で守るという意識を基本として」というふうになってるんですね。その下に市の役割が10項目書いてあるんですが、市民が自らの安全は自ら守るということができにくい問題もあるんですね。例えば交通事故だとか、市がどうしても環境を整えなければならない、それが優先されるというようなことがあるんですね。それを一括りでこのように、こういう意識を基本としてというふうに述べることについては、括りきれないのではないかとこのように思うんですけど、その辺は検討は何かなされましたでしょうか。

○ 総務課長

旧条例のほうでは市の役割といたしまして啓発活動、それから環境整備、市民活動の推進という3項目が規定されておりました。今回、これをより具体的、網羅的に10項目にしたわけですが、質問者がおっしゃるように、この第4条の例えば第7項には、生活の安全に係る環境整備に関することという項目については市の役割として規定をいたしております。このように、市の役割と市民の役割、あるいは事業者の役割、こういったものの役割分担を明らかにするというのも今回の条例の一つの目的でございます。

○ 川上委員

生活安全推進条例では、市については「市の責務」となってるんですね。今回の全面改正のほうでは「市の役割」ということになっています。ここは、「市の責務」と「市の役割」というのは、どういう意味をこの言葉に持たせているのかお尋ねします。

○ 総務課長

責務と役割の意味の違いということでございますが、第5条と第6条、それから第7条のほうにもそれぞれ「市民の役割」「事業者の役割」「自治会等の役割」というように規定をしております。これにつきましては、「責務」という語感が、場合によっては市民の負担感が大きくなるというような、負担を強いるというふうに受け取られかねないということもございましたので、今回は文言を柔らかくいたしまして、それぞれ「役割」という名称で規定したところでございます。

○ 川上委員

「市民の責務」が「市民の役割」、言葉を柔らかくしました、負担感を軽くするために、というふうに言われたんですね。それはいいじゃないですか。じゃあ、「市の責務」が「市の役割」に変わるということは、市の負担感を軽くするという意味になるのかなと思いますけど、そういうことですか。

○ 総務課長

そういうことではございませんで、あくまでも市民協働の理念に基づきまして対等な関係としてこういう言葉を選んだところでございます。

○ 川上委員

「市の責務」で不都合はないと思うんですね。例えば、生活安全推進条例ではこういうふうになってるんですよ。第3条の後段を読むとね、「生活安全を確保するための環境整備等、必要な施策を講じるよう努めなければならない」というふうに、努力を義務付けてるわけですね。

「努めなければならない」ですから。これに対して議案第77号は、「次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする」ということになってるんですね。で、各項は「・・に関すること」というようになってるんですよ。これは1から10まで全て、予算の裏づけが要るでしょう。とりわけ通学路交通安全の問題とか、お金が要るじゃないですか。ところが飯塚市は鯉田工業団地とかにはお金を使うけど、生活関連にはお金がずっと削られてきてるわけですよ。そういう時に「努めなければならない」が「実施するものとする」というふうに、あなたが言うところの負担感を軽くする言葉、市民と同じように協働だとかいう言葉で、結局、市が果たすべき責任を、この言葉によっておろそかにする、金があればやるけど無いからしない、草がたくさん伸びていて見通しがきかなくてもお金が無いから仕方がないと、市民にそういうふうによく言ってるわけだけど、そういうことを正当化することに使われないかという心配があるんですけど、そういうことはありませんか。

○ 総務部長

市の負担感を柔らかくするということではございませんで、表現を柔らかくするということで。昨年制定されました県条例が「県の役割」、それから「県民の役割」、そういった形で表現

をされております。これは、協働という中での表現だと思いますけど、そういった形で県条例に合わせてわかりやすく表現したものでございますので、市の負担感を減らすとか、そういったことではございませんので、ご理解をよろしくお願いします。

○ 川上委員

そしたら、「必要な施策を実施するものとする」というのは、推進条例の「努めなければならない」という言葉の意味合いと同じ重さを持つということですか。この「役割」というのは「責務」と同じ意味合いを持つということですか。

○ 総務部長

そのように認識をいたしまして、負担を軽くするとかいう意味合いではございませんで、県条例に合わせて表現をわかりやすく、そして項目についても、過去は「重点施策」という表現でございましたが、はっきりと役割の中に明記をしたものでございます。

○ 川上委員

じゃあ、この関係で市が、お金が無いとかいうようなことを言って草刈りをしないとか舗装をしないとかいうようなことがないようにしてもらいたいと思うんですね。

それから第4条の第2項。「市は前項の施策を実施するにあたっては警察署その他の関係行政機関及び関係団体と連携するものとする」と。これは、現在、警察と色々な連携を取ってると思うんですが、この新しい条例を制定することで、その連携を強化することになりますか。

○ 総務課長

警察署その他の関係行政機関との関係は、従来と変わらないとは思いますが、より密接な連携を図っていくことで、この条例の目的を達するようにはしてまいりたいと考えております。

○ 川上委員

警察署と飯塚市役所が色々なことで連携を取っているんでしょうけど、警察官を市職員として採用しているんでしょう。で、その人数はこの間、増えていますか。

○ 総務部長

警察のOBということだと思いますけれども、OBの採用はいたしております。こういった暴力追放などの観点も含めて雇用をいたしてはおります。10年ほど前から比べれば増えてはおります。

○ 川上委員

そうすると、警察のOBであるという特別な条件を持っているということで採用しているんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:36

再開 10:36

委員会を再開します。

○ 総務部長

今までの経歴というものを勘案しながら当然採用するわけではございますが、そういった中での採用ということでございます。

○ 川上委員

そうすると、採用試験なしに警察のOBを市職員として採用しているということになりますね。で、そういう採用をしてまでも警察との連携を取っているということなんだけど、例えば目尾の簡易郵便局に爆発物と思われる不審物が置かれましたね。ああいう時に、例えば警察と市役所の連携はどういう関係になりますか。

○ 総務課長

例えば本年ございました片島での爆発物の事件を例に取りますと、警察のほうとは連絡を取り合いまして、速やかな情報の入手に努めると同時に、市民への情報提供といったものも協力して行わせていただいているところでございます。

○ 川上委員

目尾の時は、当時の総務課と私も話をしていたんですが、警察は情報提供を求める、操作の必要上ですね。しかし、その情報は出せない、今、どういう状態になってるかというのは出さないわけです。だから、あの時は自治会長には連絡が行ったんですよ。地元の自治会長に、こういうことが起こってますと。ところが、教育委員会にはあなた方は連絡しなかったですね。それで、不審物が爆発物ではなさそうだという判断を警察はなかなか役所に連絡してこなかったんじゃないですか。それはそれで問題があるんだけど、そういう状態の中で、教育委員会は子どもを帰らせ始めたんですね、爆発物ではないよだというので。そんな不審物を置いて通告するような、そういう不審人物は捕まってないわけです、その段階において。だから、その地域にそういう不審人物が居た可能性があるわけですよ。そういう状況の中で子ども達を、集団ではあったけど下校させようというようなことがありました。だから、警察との連携というのは、一方的な情報提供というんじゃなくて、市民の安全のために役立つ連携を本当の意味で組み立てていかないと、飯塚市役所が単なる情報提供者というのは、これにはならないというふうに思います。

続けて7条です。ここで「自治会等の役割」というふうに書かれているわけです。自治会とは何かということもあるかと思うんですが、この「自治会等の役割」の中の「等」というのは、何を指してるんですか。

○ 総務課長

これは生活安全に係る任意団体、NPO、そういった諸々の団体を前提にしております。

○ 川上委員

その「諸々」というのはどういう団体を考えているんですか。

○ 総務課長

条例の第2条の3号に定義を記載しているわけでございますけど、自治会組織だけでなく、安全で安心なまちづくりに取り組む団体等がございまして、そういった団体を想定して「等」というふうにしております。

○ 川上委員

ですから、どういう団体を考えているのか、と。

○ 総務課長

5月1日に地域のほうにアンケート調査を依頼いたしまして、その折に、今の中間集計といたしましては29団体の、こういった安全・安心まちづくりに関わる団体の調査をしております。その中で言いますと、例えば飯塚地区におきましては商店街の商業団を中心としました交通安全・防犯・防災・防火も含む活動をやっている団体は二つほどございます。そのほか、それぞれ片島地区、菰田地区等にも、学校の見守り、それから地域環境についても併せてやっていたりするような団体もございます。こういった形で、母体としてはPTAとか青少年の健全育成会とか、あるいは老人会、子ども会、交通安全協会、そういったいろんなレベルの団体が活動を行っておられますので、そういった団体といいますか、主体を想定して「自治会等」というような記載にしております。

○ 川上委員

自治会については、こういうふうな条例で規定されるまでもなく様々な形で安全で安心なまちづくりのために取り組んでるわけですよ。むしろ、自治会からいろんな要望が市に出される、

それについて応えきれていないというのが現実じゃないですか。そういう状況の時に、自治会は、今言ったとおりなんです、「等」ということで対象がはっきりしないような団体にまで、第1項で「地域活動に積極的に取り組むものとする」と。第2項では「市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする」と、誰かわからない相手まで拘束していくことになるんですね。この項目は適当ですか。

○ 総務課長

この条文につきましては、地域のことは地域で守るという自助・共助・公助の精神に基づきまして、安全で安心なまちづくりに関する課題を市と一緒にやって取り組もうということで、決して過度な負担を強いるというようには考えておりません。

○ 川上委員

では、そろそろあれですが、昨年4月に発砲事件が起きましたね。これを具体的に、この条例が制定されたとすると、発砲事件再発防止とか取り組んでいけないといけないんですが、自治会等の役割はどういうことになりますか。

○ 総務課長

4月の発砲事件の際には警察のほうにも副市長が直にパトロール強化等の申し入れを行ったところでございます。この際も痛感しましたのは、単に警察のパトロールだけではなく、やはり地元の地域住民の方々も一緒になって警戒するようなことも必要ですし、そういったことを「自分の身は自分で守る」というような意識のもと、一緒になって協力してやっていくような役割を果たせていけたらというふうに思っております。

○ 川上委員

ピストルですよ。市民は「自分の身は自分で守る」ということなんです。今、そういう答弁がありましたけど、私は、安全で安心なまちづくりというのは、犯罪もあれば、生活環境が未整備なために起こるようなこともあるでしょう。災害もあるでしょう。しかし、あなた方はここで「県条例を」というふうに言ったけど、その背景とかいうのは基本的に犯罪のことでしょう。そうすると、今、全国でも児童殺傷事件とか相次いでますね。国民の不安も非常に高まっている。で、本市では今言ったような発砲事件も相次いでいるわけですね。その後、川津でも起きたでしょう。それで、犯罪から子どもや高齢者を守るというのは、自助・共助・公助とかいう、あなた方がいつも使ってるような言葉ではやりにくいんですよ。やっぱり、警察力を中心にしなければならぬと思います。警察力を中心に対応すべきなんだが、同時に地域の人々が協力し合う、こういう取り組みも、市役所も含めて、必要だということでしょう。だからあなた方が警察力に対してあまり期待していないということでもないと思うので、自助だとか共助だとか公助だとか、一番最初に警察力で対応するんじゃないですか。そこのところを、今の答弁の関係から言うと、少し心得違いがあるんじゃないかと思うんですけど。

○ 総務部長

総務課長が答弁いたしました、住民との協働という視点での表現をしたものでございまして、県条例の中でも警察の役割は明確に規定されております。そういうわけで、警察との協力の中でやっていこうということで、昨年、旧飯塚地区ではございますが、まちづくり推進の協議会が立ち上がっておりまして、いろんな団体がこの中に入って、そういった団体と協働して私どもは安全・安心なまちづくりをしたいということでの条例でございまして、よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

最後、意見になると思うんですが、警察力を中心に対応すべきだと。危険なこともあるわけですから。同時に、犯罪に対しては警察力を中心に対応すべきなんだけど、これが日常的にはいわゆる監視社会づくりに向かって進むということがあってもいいかと思うんですよ。だか

ら、ここは市のほうできちんと気を付けないといけないと思うんだけど、市長、この辺についての見解を伺います。

○ 総務部長

質問者が言われました件につきましては、当然、警察もそのようなことは考えておりませんし、私どもも発砲事件の際には総務課長が申しましたように警察に協力をお願いして、そして対策を強化していただいたということもございます。警察力の強化の中でどうのこうのというのは、質問者が言われるようなことではございませんので、本当に安全・安心なまちづくりのための条例ということでご理解願います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第77号 飯塚市安全・安心まちづくり推進条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 市町の境界変更」、「議案第79号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議」及び「議案第80号 町の区域の変更」、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 総務課長

「議案第78号 市町の境界変更」について補足説明いたします。議案書の7ページ及び10ページの位置図をご参照願います。飯塚市口原の一部および鞍手郡小竹町勝野の一部については、明治39年の遠賀川改修工事計画にもとづく国営工事により流路の大幅変更が行われ、その後昭和20年以降、国の直轄工事による護岸改修を経て、現在の地形となったものです。このうち、飯塚市に隣接する小竹町勝野の一部は、これはオレンジ色に塗った部分でございますが、遠賀川と飯塚市に挟まれており、小竹町側からの進入路も未整備です。さらに、当該地区の世帯数が少なく、地区単独の自治会組織づくりが困難であることから、当該地区の地域活動は飯塚市口原地区の住民とともに行われております。そのため、当該地区住民の日常生活圏は飯塚市となっております。また、行政サービスについては、し尿、塵芥処理など多くのものを飯塚市が提供せざるをえない状況にあります。一方で、飯塚市口原の一部、これは青色に塗った部分でございますが、小竹町と遠賀川に挟まれた三角地となっております。飯塚市側からの進入路も未整備です。そのため、当該地区住民の日常生活圏は小竹町となっております。また、行政サービスについては、し尿、塵芥処理など多くのものを小竹町が提供せざるをえない状況にあります。このように、両地区において市町界と生活実態との間に乖離がみられることから、両地区の住民生活上の不便と行政運営上の支障を解消するため、小竹町勝野の一部及び飯塚市口原の一部について、地方自治法第7条第1項の規定に基づき、市町の境界変更について福岡県知事に申請を行おうとするものです。小竹町から飯塚市に編入する区域及び面積は、8ページの変更調書に記載のとおり勝野字向鶴2551の2、地積95㎡、以下47筆、及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、計8,089.68㎡、また、飯塚市から小竹町に編入する区域及び面積は、9ページに記載のとおり口原字チシャノ木1269の19、地積1,061㎡、以下13筆、及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部、計7,974.38㎡となっております。なお、本案議決後は小竹町とともに県へ申請し、県議会で議決後に県知事から総務大臣への届出を経て、官報登載による告示をもって効力発生となる予定でご

ざいます。

続きまして、「議案第79号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議」について補足説明いたします。議案書の13ページ及び15ページの地図をお願いいたします。小竹町から飯塚市に編入する区域内にある、小竹町が所有する無番地の水路及び道路敷385㎡について、地方自治法第7条第5項の規定に基づき、飯塚市の所有とするものです。16ページをお願いいたします。なお、小竹町と飯塚市口原の一部にまたがって、小竹町と共同管理しております薮野排水機場がございますが、これについては協議の結果、従前のおりの取扱いとすることで協議が整っておりますので、財産の処分はございません。そのため、排水機場敷の土地3筆619.97㎡については、境界変更にかかわらず従前のおり飯塚市の財産としております。

続きまして、「議案第80号 町の区域の変更」について補足説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。境界変更に伴い、新たに本市となる小竹町勝野の一部について隣接する飯塚市口原に編入するため、地方自治法260条第1項の規定により、町の名を口原とするものです。以上、議案第78号から80号までの補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

まずですね、小竹町から飯塚市に変わる地域にお住まいの世帯数と人口をお尋ねします。

○ 総務課長

飯塚市から小竹町に編入する区域にお住まいのかたは1世帯、1名でございます。青色の部分でございます。オレンジ色の部分、小竹町から飯塚市に編入する区域にお住まいのかたは4世帯、8名でございます。

○ 川上委員

先ほど、例えば青色のほうですね、飯塚市から小竹町に移す部分ですが、何か交通アクセス上出入りが難しいような話がありましたけど、ゼンリンの地図を見ますとどういう不都合があるか分かりにくいんですね。1世帯確認できますけど、どういう不都合がありますか。

○ 総務課長

添付しております地図で申し上げますと、市道認定を受けている道路がこの遠賀川の堤防沿いにずっとあるんですが、ちょうどこの青色に塗っている手前で認定道路は行き止まりとなっております。それから現在境界が薮野川になっておりますが、地図で言いますと左側に道路がございますが、これは小竹町の区域にある道路でございます。飯塚市側からの道路と言いますのは、この堤防沿いの市道1本ということになっておりまして、これが行き止まりになっているということでございます。

○ 川上委員

この1件のお宅は行き止まりになっている飯塚市道を通って家に帰ったり出たりしてないでしょ。国道が目の前にあるわけだから。そこに出ておられるんじゃないですか。だからそういう意味では交通アクセス上不都合はないんじゃないかと思えますけど、どういうお考えですか。

○ 総務課長

日常生活圏としては既に小竹町のほうで居住していらっしゃいますので、小竹町の区域の中で生活をなさると。行政界としては飯塚市側から見ますと、これはアクセスはないという意味でございます。

○ 川上委員

わざわざ飯塚市の市道を通らなければならない理由がこのお宅にはないんですね。だから提案理由説明は実情を踏まえてないんじゃないかと思うんですね。

それから今度は小竹町から飯塚市、議案書の10ページでは橙色の、茶色の所ですね。4世

帯8人がお住まいというふうにお聞きしました。既に衛生関係も一緒にということを聞いたんですけど、やはりここもアクセス、小竹側からのアクセスがなくて大変困っているというような説明でしたね。間違いないですか。

○ 総務課長

はい、小竹町側からのアクセスは不便だということでございます。

○ 川上委員

不便だったんですよ。それで、あなた方はどういうつもりか分からないけど、古い地図を議会に提出しているでしょ。ふれあい橋というのが整備されてるんじゃないですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:10

委員会を再開いたします。

○ 総務課長

まず、一点お詫び申し上げます。訂正させていただきます。私、飯塚市「くちのはる」というふうに申し上げておりましたが、正しくは「くちのはら（口原）」でございました。

それから先ほどのご質問でございますが、添付しております地図を古いものをお付けいたしまして誠に申し訳ありません。現在ふれあい橋というのがこの大畑地区近くにかかっておる所でございます。

○ 川上委員

そうすると、小竹町から飯塚市にくる側も飯塚市から小竹町に行く側も、先ほどの説明とは違って交通には特段の支障はないということになりますね。あるんですか。答弁求めます。

○ 総務部長

交通の支障と申しますか、ふれあい橋の新しい道が出来ておりますけれども、もともとの道からその地区に入っていくには口原、この地域を通過していくということでございます。その地域については、飯塚市の口原と同じような生活形態でされておるといことです。

○ 川上委員

要するに、提案理由説明で「交通上の不便があるから」というふうに言われたのは、今の答弁で撤回されたということだと思います。それで、じゃあ、なぜ交換するのかということになるでしょ。これの合理的な説明をまた伺っていない。それで、よくわからないところがあるんですが、固定資産税についてのバランスシートはどうなりますか。

○ 総務課長

土地の固定資産税につきましては、今度は行政主体が変わりますので、それぞれ変わってくるようになるかと思えます。これにつきましては、当面、今お住まいの方々に不利益にならないよう現状維持に取り扱うこととするように考えております。

○ 川上委員

私がさっき聞き方が悪かったかもしれませんが、市に入ってくる固定資産税は変わるか、と。飯塚市に入ってくるほうが増えるんですか、減るんですか。

○ 課税課長

課税につきましては1月1日現在でございますので、今年度はそのまま旧市・町で課税いたします。参考までに今年度の税額で申しますと、飯塚市に編入される部分につきましては約6万6千円、逆に小竹町に編集する分につきましては約3万1千円でございます。

○ 川上委員

じゃあ、飯塚市は25万円ほど固定資産税が減ることになりますね。そういうことで

すか。

○ 課税課長

そういうことでございます。小竹町のほうが国道に近くて、税額のほうも高くなると思っております。

○ 川上委員

そうすると、ここの土地の持ち主は、開発しようとする場合、飯塚から小竹に行く場合と、それから小竹から飯塚に来る場合と、どちらがメリットがあるか検討しましたか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:17

再開 11:18

委員会を再開します。

○ 総務課長

地権者の方には全員お会いするなり連絡をとっておまして、その中で、開発した場合に損するとか得するとかいうような検討はいたしておりませんし、また、お話しも出ておりませんでした。

○ 川上委員

じゃあ、最後にしますけれども、この地図、替えてください。あなた方はこれで知事との話をするつもりなんでしょ、現状では。実はここに橋が架かってますから線を引きますとか、そういうことでこの土地とここにお住まいの方々の身の上が扱われるのは、私は納得がいかない。で、あなた方ね、ここに橋が架かってるのを知ってて、この古い地図を出してるじゃないですか。自分がこの橋を渡って行ってるんでしょ。行ったり帰ったりしたんでしょ、ここを。だから、橋が架かってるのを承知の上で、議会には古い地図を出して、しかも交通の便が悪いと堂々と総務委員会で述べた。だからこれは、すぐ替えてください。要求して質問を終わります。

○ 総務部長

図面の関係については、橋のない図面をお示ししていることについては、お詫び申し上げます。質問者が言われるように、これは全く、意図してどうのこうのではありませんので、そのところについてはご理解をお願いいたします。それから、この問題につきましては、過去数十年、ずっと小竹町と旧穎田町の時代からの懸案事項でございまして、今回やっと話がついた案件でございますので、そういった疑問を持たれるような案件ではございませんので、ご理解のほどをお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:20

再開 11:21

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第78号 市町の境界変更」、「議案第79号 市町の境界変更に伴う財産処分に関する協議」及び「議案第80号 町の区域の変更」、以上3件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定い

たしました。

暫時休憩します。

休憩 11 : 21

再開 11 : 30

委員会を再開します。

次に、「議案第89号 平成21年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。執行部に、補足説明とあわせて、先の本会議において21番議員から審査要望がございました件についての説明を求めます。

○ 財政課長

「議案第89号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」について説明させていただきます。配付いたしております平成21年度補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載しておりますように、国の第1次補正予算に伴う経済危機対策等の補正を行うものでございます。一般会計で9億9,429万8千円の追加をするものであります。これは主に、本市の経済対策に資するため、国の平成21年度補正予算に伴う地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る事業につきまして、その関連予算を計上いたしております。財源的な問題等により次年度以降に先送りしてしました事業の前倒し執行を基本といたしまして、市民の皆様の生活に密着したインフラ整備を主体に調整を行ってまいりました。その構成といたしましては、道路、河川、公園、農業施設、小・中学校施設整備などのハード事業が約7億4千万円。公共施設や小・中学校等教育施設の地上デジタルテレビ入替事業などの備品整備事業が約1億8千万円。また、地域おこしとして、「ご当地グルメ開発委託」、定住化対策として「婚活支援事業委託」を計上してございまして、関連のソフト事業が約6千万円という構成になっております。

2ページをお願いいたします。今回補正の主なものについて説明させていただきます。まず、歳入ですが、国庫支出金の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」7億983万6千円につきましては、国の第1次補正予算に伴う経済危機対策として交付されるもので、その他の特定財源を活用した中で、本交付金対象事業として総額9億8,288万円を計上いたしております。繰入金では、財政調整基金3,378万5千円を繰入れまして、財源の調整をいたしております。市債につきましては、今回の経済危機対策事業を最大限効果的に実施するため、臨時交付金事業に対する財源といたしまして、追加及び補正を行うものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。財産管理費の「自動体外式除細動器（AED）購入費」は、35台のAEDを未整備の公共施設に設置するものでございます。同じく財産管理費では、老朽化した公用車をハイブリッド車等の低燃費・低排出ガス自動車に入替えを行う購入費用を計上しております。企画費の「目尾地域振興基本計画検討委員会関連経費」につきましては、健康の森公園整備事業計画の再検討に要する経費を計上するものでございます。地域振興費の「婚活支援事業委託料」は、農業後継者等の定住化を図るための事業を実施するものでございます。電算管理費の「会議録作成支援システム開発委託料」は、音声文字データに変換し、会議の議事録を作成するシステムの開発を行うものであります。3ページをお願いいたします。男女共同参画推進費の「DV被害者定額給付金相当額等給付金」は、DV被害者等を対象に経済危機対策臨時交付金を活用して、定額給付金及び子育て応援特別手当相当額を給付しようとするものでございます。予防費の「胸部エックス線検診車購入費補助金」につきましては、飯塚医師会の検診車購入事業に対し、JKA補助金を除く事業費の2分の1を管内2市1町共同で助成を行うものであります。労働諸費の「緊急雇用創出事業委託料」は、平成20年度に国の補正予算で措置された県基金事業の追加を行うもので、引き続き新規の雇用創出を図っていくとすることとさせていただきます。農業土木費の「徳前碓川サイホン改修工事」では、地

域活性化事業債も併せて活用いたしまして、老朽化した水路の管更生による改修を行うものがあります。観光費の「ご当地グルメ開発事業委託料」は、飯塚市の「ご当地グルメ」の開発支援およびその情報発信を行うものであります。「飯塚観光協会補助金」は、筑前いづか雛のまつり10周年記念事業、及び飯塚山笠40周年記念事業に対しまして助成を行うものでございます。4ページをお願いします。道路橋りょう維持費の「橋りょう調査委託料」は、橋りょう長寿命化修繕計画策定のための基礎となります台帳の整備を行うものであります。道路橋りょう新設改良費の「飯塚こ線橋補修工事負担金」は、舗装および表面補修工事を行うため、JRへの負担金を計上しております。公園費の「勝盛公園改良工事」は、臨時交付金および合併特例債を活用いたしまして、遊具の設置や池のしゅんせつ等を行うものでございます。消防施設費では、財源といたしまして施設整備事業債および合併特例事業債も併せて活用し、飯塚市消防団飯塚方面隊第1分団徳前分隊の車庫等の建替事業を実施しようとするものです。小学校管理費で、飯塚地区の小学校12校に254台の地上デジタル対応テレビを入れ替えようとするもので、同様に飯塚地区の中学校7校140台、幼稚園3台、公民館12台の教育施設関係のテレビ入替事業、総額約9,700万円を国庫補助2分の1と経済危機対策臨時交付金を財源といたしまして実施しようとするものでございます。なお、地上デジタルテレビ入替事業に係るアンテナ等整備工事につきましては、今後、国の補正予算関連の経費を活用して対応したいというふうに考えております。中学校管理費で、颯田中学校敷民有地の時効取得訴訟に伴う弁護士謝礼金30万円を計上いたしております。中学校教育振興費の「柔道着等購入費」は、平成24年度から必修科目となる武道の前倒し実施に伴う柔道着及び畳の購入を行うものでございます。5ページをお願いいたします。文化財保護費の「歴史資料館映像システム更新委託料」は、映像内容の更新及び1階玄関ロビーと2階展示室への映像システムの設置を行うものであります。保健体育施設整備費では、筑穂野球場グラウンド面の不陸を整形する改修工事を実施いたします。

予算議案の説明を終わりました、引き続き、本会議において審査要望のあつておりました事項についてご説明をいたします。審査のご要望は、地上デジタルテレビの購入等について、臨時交付金の交付目的は何かということをも十分検討して、どのように対応するべきかということでもございましたが、本市といたしましては経済危機対策の趣旨を踏まえまして、市内業者の受注機会の確保等を考慮しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 上野委員

まずこの補正予算ですが、通常この6月議会に補正予算が上程されることは、過去どのくらいございましたか。

○ 財政課長

合併後は6月の補正は、議会を開催した1回、本予算を上げたもので、補正はなかったというふうに思っております。

○ 上野委員

当然そうですね。よほどの事態が起こらない限り、この時期に補正予算の上程はあり得ないんです。当初予算も厳しい財政情勢のなかで精査して上げられているわけですから、今回のこの補正予算の出された、よほどの事態ということは国と県からの交付金、まずこれがありきの補正予算、こういうふうに認識しておいてよろしいですか。

○ 財政課長

国の経済対策に伴いまして、国の補正予算が編成されまして地域としても早急に対応するよ

うにということでございましたので、今回、急ぎ調整いたしまして提案させていただいております。

○ 上野委員

この国と県からの交付金の額なんですけれども、国庫支出金が2本あって合計7億5847万9千円、県の方も2本で1583万4千円、合計で7億7431万3千円、それぞれの内訳別に行きますと、交付率、補助率の割合で分けると10分の10の交付率、補助率の金額の合計が7億2032万円ちょうど、補助率2分の1の分が5399万3千円、間違いありませんね。

○ 財政課長

そのとおりでございます。

○ 上野委員

国や県からいただける支出金を全額有効かつ効率的に使うために、皆様方、大変ご苦労なされて、これを上げてきておられるのだらうと思います。しかし、市の財政状態、非常に緊急な状態だと市長も言われておりますが、この予算を有効に全額使うため、市の負担を最低限に抑えるためには市の負担はいくらになりますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:45

再開 11:46

委員会を再開します。

○ 財政課長

補助金につきましては、補助金の裏は地域活性化・経済危機対策臨時交付金を使っておりますので、その合計額が最低額ということになります。国庫支出金と県支出金の合計額が最低額ということになります。

○ 上野委員

補助率が2分の1の支出金が、国と県を合わせて5,399万3千円ございますよね。残りの7億2,032万円というのは10分の10の補助率、交付率でありますので、これについては市の負担金がなくても事業採択されれば、県国が出しますよという金額なので、この合計額を全部有効に活用して市の負担を最低で抑えんとするならば、補助率2分の1の事業、5,399万3千円ぽっきりの飯塚市の財政支出でよろしいのではないかと私は思っているんですが、いかがでしょうか。

○ 財政課長

その国庫補助を除いた、地方自治体の負担額、飯塚市の負担額にも交付金を充てることができますので国庫支出金と県支出金の合計額がこの事業を実施するうえでの最低、市の負担が全くなくてやれる額が7億7,400万円ほどになります。

○ 上野委員

今回、財政調整基金からの繰り入れが3,378万5千円、起債、つまり借金の増額が1億8,620万円、合計で市の持ち出しが2億1,998万5千円、間違いありませんか。

○ 財政課長

間違いございません。

○ 上野委員

この国と県の真水分の補助金・助成金、合計が7億7,431万3千円。これを全部効率的に使おうとした場合に今回の補正予算では、市の持ち出しが2億1,998万5千円なんですけど、これだけ使う必要があるんでしょうか。内容は別にして。

○ 財政課長

まずは、財政調整基金の繰入金の方でございますが、地域活性化経済危機対策臨時交付金、これは交付予定額で7億900万円となっておりますが、事業全体がこれを下回りますと、事業費が限度となりますので、事業執行上どうしても予算の執行残というものが見込まれますので、この事業費を若干、執行残を見込んでですね、上乘せした事業費で予算編成する必要がございますので、そういった意味でこの財政調整基金を財源として調整をさせております。将来的にこれを極力少なくして行くように、執行上ですね、調整しながら事業執行をやっていききたいというふうに考えております。

○ 上野委員

つまりこの財政調整基金から繰り入れ、3,378万5千円、一般競争入札の中で最低限の落札でくじ引きというのがありますので、その分も含めて余計に予算を組んでいるのでその分に全額充てるというふうに理解していいですか。

○ 財政課長

そのようにご理解いただいてよろしいかと思います。

○ 上野委員

それでは後々一つ一つ聞きますけれど、入札にかかる物件はポッキリで予算計上しているのは一つもないというふうに理解をしておきますよ。そして、私の認識では補助率2分の1の事業が5,399万3千円あるので、この分をきれいに活かそうとすると同じ金額の市の持ち出し、5,399万3千円の持ち出しでこの補助金きれいに使えるんじゃないかというふうに理解をしているんですが、その点はどうでしょうか。

○ 財政課長

先ほどもご説明しましたが、市の負担の分もこの経済危機対策の交付金を充てることができますので、市の負担は、この補助事業に関しては、市の持ち出しはないという組み立てになっております。

○ 上野委員

つまり、市の持ち出しはゼロで7億7,431万3千円の国県からの支出金の事業を全部有効に使うことができるということですね。それにも関わらず、今、説明がありましたが、今のところの予算だと2億1,998万5千円、うち借金を1億8,620万円してまでも、今回の予算膨らませたというふうに理解してもいいですね。

○ 財政課長

財政調整基金につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、執行残の財源調整ということでご理解いただきたいと思います。市債につきましては、今回計上しております事業の中で、次年度以降、実施予定事業の前倒し分、こういう事業を上げさせていただいております。これにつきましては、もともと起債を活用して実施する予定でございました。後年度に地方交付税措置のある、財政的にも有利な起債を活用することで、今回の経済対策により多くの事業を組み入れることが可能になりますので、本市にとりましても今回の交付金の交付目的であります経済危機対策のより大きな効果が見込めるということで、起債を活用して事業予算を編成させていただいております。

○ 上野委員

その起債を活用した事業は後でたくさん出てきますので、その事業の総額のうち起債割合が幾らなのか、真水分の交付金の活用が幾らなのかをお聞きするようにはいたします。ただ、皆さん方、勘違いされてるんじゃないか、と。今回の補正予算は、国と県からの支出金があつて初めて組まれてるものなんですよ。今までさんざん「お金がない」、事業の繰り延べもありましたし、市民の皆様負担を求めてきた部分もある。補助金、助成金は一律カット、職員さんも

削減、公共施設の指定管理者導入も、この財政状態を緩和するための促進の一環でしょ。借金をしてまでこんなに事業を膨らます必要はないんですよ。と私は思うんですよ。今回の起債分、できるだけ圧縮して補正予算を出しなおしてください。いかがですか。

○ 財政課長

先ほどご説明いたしましたように、市といたしましては今回の交付金事業、最大限、大きな効果をみたいということで、起債を活用した中で編成させていただいています。ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○ 上野委員

理解できません。じゃあ、今年度当初予算編成時からこの補正予算編成時まで、事態が急変して、当初予算には計上しなかったけれども、この交付金がなくても、補正や専決処分を行ってでも、借金を増やしてでも、どうしてもこの時期にやらなければいけなかった緊急性や危険性が高い事業、この中のどれとどれですか。お示してください。

○ 財務部長

今、質問者が申されますように緊急にしなければならない、専決でもしなければならないというような事業については、これはありません。それで、国が示しました地域活性化経済危機対策臨時交付金、これを活用して、今まで先送りしていた事業について有効に活用しようということで、今回計上させていただいているものでございます。

○ 上野委員

緊急性や危険性が高いものは一つもないというご答弁ですので、わざわざ起債をしてまで事業を行う必要はないでしょ、じゃあ。この予算内で事業が収まるように作り直していただけませんか、いかがですか。

○ 財政課長

繰り返しのご答弁になりますが、経済危機対策の効果をより大きく出すための予算措置でございます。

○ 上野委員

経済危機対策の目的を達成するために、より多くの事業を行ってより大きな効果、で、市内業者の受注機会を確保するためにという目的でございますね。確認します。

○ 財政課長

そのとおりでございます。

○ 上野委員

じゃあ、事業を一つずつ検証していくしかありませんが、この中で目的の一つでも違ったら、出しなおしてくれるんですね。どうですか。

○ 財政課長

今回の交付金事業につきましては、全て県のほうと協議いたしまして、この交付目的に沿うかどうかという確認もいたしておりますので、全て、今回上げております事業は、今回の交付金事業の目的に沿った事業というふうに考えております。

○ 上野委員

これに当てはまらないものは一つもないというご答弁ですので、あれば出しなおしていただきますよ。じゃあ、まず最初にお聞きをいたします。この補正予算編成までの流れ、時系列的に教えてください。

○ 総合政策課長

今回の経済危機対策臨時交付金につきましては、5月7日に急遽、県の市町村支援課より説明会が開催されることになりまして、その中で各自治体に対しまして6月補正での計上を強く要請されたものでございます。そのため、本市といたしましても、地域経済の底上げなどを考

えまして、一刻も早く予算計上を行い実施することが必要との判断で、事業選定作業に入った次第でございます。まず、翌日の5月8日に緊急に部長会を開催しまして、期日がなく約1週間程度でございますが、5月15日までに各課で採択希望の事業を提出してもらうように各部長に要請いたしまして、その提出された事業につきまして今回の事業採択の所管課でございます総合政策課及び企画調整部長、財政面の支援という面で財政課、財務部長の各部局の合同で、事業採択を行ったものでございます。基本コンセプトといたしましては、実施要望事業の提出にあたりましては、財政的な理由により次年度以降に先送りしました事業の前倒し執行と、それと本市の将来に向けて活性化や発展につながる施策を計上してもらうように依頼いたしまして、実施事業採択に当たりましては基本的に国が示します4本の柱に合致し、かつ地元業者への発注が可能かということ念頭に事業採択を行ってきております。

○ 上野委員

今のご答弁の中で、最後に、地元業者への発注が可能かということにつきましては、今回の議案に対する質疑の中でデジタルテレビの件で同僚議員が質問しておりましたが、明確なお答えがすぐに出てこなかったんじゃないか、そこら辺については、ちょっとこの検証作業の中で不手際があったんじゃないかと思いますが、先に行きます。

では、この5月8日の部長会で採択する事業を提出ということで要望されたようですが、この際、例えばハード事業に幾ら、ソフト事業に幾ら、各部課に幾らぐらいの予算でというようなお話しは、されてあるんですか。

○ 総合政策課長

そういう配分は行っておりません。

○ 上野委員

それでは、内容について一つずつお伺いしてまいりますね。まず、学校情報通信技術環境整備事業補助金についてお伺いをいたします。これは平成21年度補正予算資料の2ページの一番上にあります。4,864万3千円、補助率2分の1でございますが、この目的に沿う事業、デジタルテレビの入れ替え事業以外にどんなものがあったんでしょうか。

○ 委員長

担当の学校教育課が隣の市民文教委員会に出席中で来てないので、ほかのところからあればやってください。

○ 上野委員

では飛ばしまして歳出のところ、財産管理費、公共施設地上波デジタルテレビ入れ替え事業皆増612万3千円、これは今の学校情報通信の補助金とは別立てで、経済危機対策臨時交付金から出されております。これはどんな理由で、この事業を上げられたんですか。

○ 情報化推進担当次長

これに関しましては、教育委員会分を除いた市の公共施設に置いているアナログテレビをデジタル化するというので、テレビ、それからチューナーの入れ替えということで、経済危機対策に該当するというので上げております。

○ 上野委員

では、このデジタルテレビの入れ替え事業を上げるに当たって、この事業以外に、電算管理としてはほかにも上がってきておりますが、上がってきている以外にいろんな事業でお金を付けていただきたい事業というのはお持ちだと思っております、各課。どんな事業と比較検討して、このデジタルテレビ入れ替え事業を要請されたのか教えていただけますか。

○ 情報化推進担当次長

これに関しましては、まず、先ほど総合政策課のほうから、部長会議を通じて上がってきた件につきまして、経済危機対策でございますので、市内の業者に発注できるといったこと、

そういったことを併せて、私どもの情報推進に関して言えば、実はこれ以外にも提案を考えた分はございますけれども、全体の中で総合政策、それから先ほど言いましたように財務部等の中で全体を見られて、私どもの分が割り振りされたというふうに考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

休憩 12:04

再開 13:00

委員会を再開いたします。

○ 総合政策課長

今回の臨時交付金の事業採択に携わりました総合政策課のほうで一括してご答弁申し上げたいと思います。先ほども申し上げましたが、今回の事業につきましては、部長会を通じまして各課より財政的な理由によりまして、次年度以降に先送りした事業、及び本市の将来に向けての活性化や発展につながる事業の提出をさせていただいております。そして今回の経済危機対策臨時交付金の趣旨、すなわち地方公共団体が地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業、これを積極的に実施できるように創設されたものがございますので、その趣旨に合致し、かつ、交付金の活用にあたっては地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請すると国から通知がっておりますので、その点を十分に踏まえまして事業を採択し、今回の補正予算に計上させていただいております。

○ 上野委員

ありがとうございます。総合政策課に各課から上がってきた事業の採択についてはそのとおおりだと思いますし、どの事業を採択して、これらの事業が採択されたんですが、採択されなかった事業については表立ってすることはできないというお話だと思いますので、各課にお尋ねいたします。採択されるされないは別にして、各課において手持ちの事業でどれが今回の6月補正に一番ふさわしいか、つまり一番早くしてほしい事業なのかというのを各課の中で検討されてあると思うんですね。各課の中で比較検討された事業についてそれぞれ教えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:01

再開 13:07

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 上野委員

お取り計らいありがとうございます。

AEDの購入費が35台分、1,315万円上がっております。未整備の公共施設、一般質問の中で15施設というふうにご答弁があったんじゃないかなというふうに私は認識しておりますが、もしそれが本当であれば、この35台、どこに何台設置をされる予定なのか教えてください。

○ 総務課長

今回要求させていただいております35台の内訳でございますが、このうち22台につきましては児童クラブ、児童センター等でございます。残る13台につきましては、前年度来、整備がなされておりました15ヶ所のうちの中で、実は廃園となった保育所から転用したり、それから指定管理者の指定後に設置をしたいといったようなことで、13ヶ所に減っております。

○ 上野委員

じゃあ、この35台で全ての公共施設に配置が終わるといふふうに認識してよろしかったんでしょうか。

○ 総務課長

基本的にはそのように認識しております。ただこの補正予算を計上するにあたって、改めて各課のほうに施設に漏れがないかということを確認したところでございます。万が一漏れがあったとすれば、もしかしたら他にも未整備の所があるかもしれませんが、短い期間ではございましたけれどもそういうことの無いように確認したつもりではございます。

○ 上野委員

それではこの1,315万円の予算計上ですが、先ほど来、財政調整基金の繰入れ分は入札残も勘案して計上してあるということですが、この1,315万円のうち入札残、つまりこの財政調整基金の繰入れ分はどのくらい見込まれてあるんでしょうか。

○ 財政課長

このうちどれくらいが執行残というふうに見込めるかというお尋ねですが、その辺の数字は特に入札の結果でございますので、いくらというような積上げはしておりません。

○ 上野委員

全ての事業についてそうであったら、この財政調整基金繰入金はどこから根拠が出てくるのかなと思いますけれども、取り合えず次に行きますね。

公用車の入替、ハイブリッド車5台、軽自動車15台、合計20台ですが、現在公用車は何台ございますか。

○ 管財課長

市役所の公用車でございますが、4月1日現在で全部含めまして318台でございます。そのうち管財課の集中管理車は118台でございます。

○ 上野委員

公用車は318台ということですが、市役所の職員さんとこの318台の割合です、他の市と比べていかがなものなんでしょうか。

○ 管財課長

他市の状況については把握しておりませんが、4月1日現在の職員数が1,009人でございますので、単純に塵芥車とかいろいろそここの課で専用に使っている車もございまして、1台あたり大体32人ぐらいで使う、単純に割ればですね、そういうことでございます。

○ 上野委員

ハイブリッド車は5台買って、軽自動車は15台、老朽化した公用車の入替ということですが、これに関してはどちらのほうに配置を予定されてますか。

○ 管財課長

これは一応、本庁の集中管理車のほうに使いたいと考えております。

○ 上野委員

先ほど割合で1,009人おられて318台で1台あたり32人は3.2人に1台ですね。

○ 管財課長

すみません、大変申し訳ありません。3.2人でございます。

○ 上野委員

分かりました。次に目尾地域に関する検討委員会、皆増63万4千円ありますが、なぜこれ当初予算に上げていただけなかったのかお伺いいたします。

○ 総合政策課長

今回のこの目尾地域の振興計画の基本計画の委員会でございますが、確か3月の議会で答弁

いたしまして、その中で早急に見直すという答弁があったかと思えます。それに準じまして今回補正予算を上げさせていただいております。

○ 上野委員

私が質問させてもらったんじゃないかなと思っておりますが、一番初め午前中の質問の中で、緊急性のあるものは一つもないというふうに言われてあるんですよ。6月じゃなくてもよかったんじゃないですか。

○ 財政課長

今回の緊急経済対策事業のほかに、この目尾地域振興基本計画の関連経費と、颯田中学校の民有地の時効取得訴訟に伴う弁護士の謝礼金、これは交付金事業と別途で上げさせていただいております。これは緊急を要しますため、今回補正を計上させていただいております。訂正させていただきます。

○ 上野委員

緊急性のある分はこの10億弱の予算の中で93万4千円というご答弁ですね。確認をしておきます。

次に留学生等住宅改修工事、皆増2,620万円。これは何年度事業開始予定の分が上がってきているのでしょうか。

○ 総合政策課長

これは平成21年度に予定をしておりましたが、財政的に厳しいということで平成22年度に先送りした分を上げさせていただいております。

○ 上野委員

ほかにも事業があったけど、この留学生の住宅改修については一番傷みが激しいという認識で採択をされておられるんだと理解しておきます。

次に婚活支援事業委託、皆増114万6千円、これについては、この金額の根拠を教えてください。

○ 総合政策課長

今回の婚活支援事業委託料でございます。これは委託費でございます。委託する相手方が市内の結婚式場とか、あるいはイベント企画会社のほうに委託したいと思っております。事業費の組立て、内訳でございますけど、会場使用料といたしまして約56万3千円、それと広告宣伝費が20万円、コーディネーター費6万円、これで合計が1回あたりでございますが823千円を見込んでおります。この1回につきまして男女各50名の参加を見込んでおまして、参加負担金を1人あたり2,500円というふうに予定しております。その分を除きまして実質の経費といたしまして57万3千円、その2回分の114万6千円ということで計上させていただいております。

○ 上野委員

2回と決定された理由を教えてください。

○ 総合政策課長

年間を通じまして大体9月と12月ぐらいにということで、年間2回ぐらいが適当じゃないかということで上げさせていただいております。

○ 上野委員

この事業の中身、農業後継者等の定住化を図るため、ということにありますが、じゃあ農業後継者というと男性が多分ほとんどじゃないかと思うんですけどもね、男女各50名の参加、農業後継者の50名は男子の参加者に関しては農業後継者等に限定をされるものですか。

○ 総合政策課長

今回、農業後継者等というふうにはしておりますが、それに特化するものではございません。

○ 上野委員

一般の民間が行っている、いわゆるお見合い会、これとの違いはどこで出されるんですか。

○ 総合政策課長

今回の事業の概要でございますが、定住化促進ということをにらんでおります。各種事業をいろいろ模索しました中で、まず地元根付いた職業の方々、地元におられる方々の婚活を支援していくということで考えております。対象といたしまして、農業後継者もいらっしゃいますし、商業で地元根ざした事業を行っている方とか、その後継者の方とか、この地域に住み続ける予定の男女の方々に出会いの場を設けたいと、提供したいということで考えておるところでございます。

○ 上野委員

その選定の方法はどのようなふうに進められるおつもりですか。広告費20万円ですけど。

○ 総合政策課長

まず、委託先とも協力をいたしたいと思っておりますが、新聞広告とかチラシの配布とか、あらゆるものをちょっと考えたいというふうには思っております。ここが一番重要なポイントかなというふうに認識しております。

○ 上野委員

それじゃあ民間がやられているお見合い会と何の変わりもないですよ。ここに書かれている農業後継者等の定住化を図るため、わざわざ農業後継者と文字打ってあるんですから、ここに対してのアプローチはどのようになさるんですか。

○ 総合政策課長

JA等の協力を得たいというふうには考えております。

○ 上野委員

この事業に関しては私は力を入れていただきたいというふうに思っているんです。2回じゃ少ない、月に1回でもやってほしいぐらいあるんですけども。まずやっぱりアプローチ先をしっかりと確保していただいてですね、定住化を図るためといってもどんな線引きをするのかもきちんと決めなければいけないでしょうし、婚活支援事業をポンと上げれば非常に簡単そうに見えますけど、中身は大変だと思いますよ。男女間のトラブルもたくさんあるようですし。ここらへんも公の施設というか、市役所がやるわけですから、後々きちんとした対策も必要だと思いますが、トラブルが出た場合の対処、どこが窓口になるんですか。

○ 総合政策課長

基本的に本市総合政策課にあるというふうには考えております。あと、委託も行いますので、委託先ともそういうトラブルがあれば協議、相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

○ 上野委員

この予算に関しては細かに千円単位まで上がってきておりますので、既に委託予定先と申しますか、候補の事業者がおられるんだろうというふうに思いますが、その事業者に関して今までどのようなトラブルがあったのか把握をされておりますか。

○ 総合政策課長

その把握はやっておりません。

○ 上野委員

男女の出会いの場をつくるわけですから、トラブルが起こった場合非常に重大な問題が多いんじゃないかというふうに思っているんですよ。ですから、これを本当にやっていこうとされる場合にはものすごく緻密に考えて対処策をつくっていかないと、金額としては114万6千円、大きくはないと思っておりますけども、非常に手間のかかる事業だというふうに思

いますよ。これは意見として申し述べて、次に行きたいと思います。

会議録作成支援システム開発委託料について、本会議の中でも出ましたが、私はこれは議事録が暫定的ではあるにせよ、早く作るには必要なシステム開発だというふうに認識していますが、1,160万円という金額、他市の状況に比べていかがなんでしょうか。

○ 情報化推進担当次長

他市と金額を比較はしていませんで、本市の必要な機材に対して、ライセンス料であるとか、プログラムの使用料であるとか、そういったものを見積もりとしてとっています。基本的にはそういった金額というのは定価ベースで持ってきていますので、一般的には他市と変わらないと理解しています。

○ 上野委員

通常1,160万円の予算を組むのに他市の状況くらい比べるでしょ、定価で持ってきたやつそのままというのはちょっと信じられないですけども、他市、どこどこが近辺で入れられるのか把握していたら教えてください。

○ 情報化推進担当次長

通常他市がどうということではなくて、実際、どういうシステムだったとしても本市に入れるときにどういうことに入れるかということを決めますので、それに見合った仕様書なりを作りまして、それに提案書なり見積書をいただきますので、それに関して他市が同じ状況であるかどうかという事は通常はしませんので、それに関しましては私どもは本市の状況に必要であるというところで見積もりをもらっています。

他市の状況ですが、県内では古賀市、九州全域では佐賀市、南島原市、全国的には深川市、千葉市、戸田市、沼津市、伊豆市等がこういったものについて導入しています。

○ 上野委員

今ご答弁いただきました、オリジナルで入れるんだというお話ですね、飯塚市としては、オリジナルのプログラムといいますかシステムを組んで入れるんだというお話ですか。

○ 情報化推進担当次長

プログラムのオリジナルというわけではございませんで、システムとしては基本的にはこの会議録の場合には音声認識の通常エンジンといいますけど、それが開発されて特許等取られたものがございます。それを入れるということ、それから編集に何台使うか、それによってもそのプログラムを何台分用意するかによってプログラムの使用料が変わってきます。それから全体的にネットワークをどのように組みこむかということによっても変わっています。ですからプログラムはオリジナルではございません、既存のプログラムを使います、違うのは辞書ですね、その辞書が飯塚市に特化した辞書が出来上がってきますということです。

○ 上野委員

今、音声認識システムの特許をとられた会社があるということですが、この会議録作成支援システム開発を委託する場合、委託先はその特許を持った会社1社に限られてあるんですか。

○ 情報化推進担当次長

私どもが今回提案しております分に関しましては全国的に持たれてる2社を参考にやっています。そこに関しましては通常議会の会議録を主立ってしているところだと理解しています。

○ 上野委員

今2社と話をされているということで、見積もりも2社から取られていると思いますが、間違いありません。全国的に展開されてる会社ですので、他市の状況、把握されていますよね、その会社は。お聞きになられていないんですか。

○ 情報化推進担当次長

もちろん他市がどういうふうに使ってどういう認識率があるかということでは聞いています。

お金に関しましてはいくらかかっているかということは聞いていません。

○ 上野委員

ぜひ確認していただけますか。例えばそこが300万、400万円でやってたとすると、1,160万円というのはとんでもない金額になりますし、2千万、3千万円かかってたらこの予算じゃ付けられないわけですから、確かに見積もりはとってらっしゃるでしょうが、他市の状況を把握することも必要だと考えますが、いかがですか。

○ 情報化推進担当次長

私どもが今度見積もりをいたしました件に関して、私どもが見ましたけど、実際にそれだけの、通常、なんていいますか、ライセンス料であるとか、システムを説明するのは面倒な部分もあるんですが、他市の金額がどうであるかということはもちろん、それは必要な時には聞きますが、この場合2社取ったときに2社とも同じような金額というか、他市とも変わらないようなところで出してきたということは確認していますので、実際に他市がいくらで入れたか、他市がどういうふうなシステムで入れたかということによっても違いますので、具体的なところで私は聞いています。

○ 上野委員

私もシステムに関しては詳しい方じゃありませんけど、日進月歩なはずですよ、だから合併以来電算に関しては2億近い金を毎年予算としてあげてきているわけじゃないかと私は理解してきているんですよ。今、お伺いしたら、大体他市も同じような金額じゃなかろうかと担当者が言っていたというようなお話ですが、1,160万円ときっちり上げてくるからには、その裏づけ必要なんじゃないですか、と思いますけど、そこら辺の認識いかがですか、財政課長。

○ 企画調整部長

質問者言われますように、他市でも取り組んできている自治体がございます、この自治体の調査もさせていただきまして、対応させていただきたいと思っています。

○ 上野委員

それがはっきりするまで補正予算棚上げされるんですね。

○ 企画調整部長

他市の状況も十分に踏まえましてこの事業の着手に取り掛かりたいというふうに考えていますのでよろしく願いいたします。

○ 上野委員

その他市の状況がもし、2千万円とか掛かってて、この予算じゃ対応できない場合どうなるんですか。

○ 企画調整部長

2社から見積もりもとっておりますし、その中で他市の状況も十分に調査した中でこの事業の着手というふうに考えています。

○ 上野委員

この1,160万というのは入札がされるのでしょうか、随意契約なんのでしょうか。

○ 情報化推進担当次長

入札です。

○ 上野委員

落札率、非常に楽しみです、他市の状況も踏まえて報告をしていただいて、注視をしていきたいと思っております。

老朽化した端末の入れ替え90台、具体的に何でしょうか、これは。

○ 情報化推進担当次長

専門的な部分もございますけど、お許し願ってお話しさせていただきます。私ども使ってい

ますパソコンが全体で1,500台程度あります。そのうち合併した時点でウインドウズを使っていますので、ウインドウズの2000、XPを使ってやっています。合併の時点で以前にはウインドウズ98であるとかそういったものもございましたけど、全て2000以上という形でしていましたが、マイクロソフト社がウインドウズ2000に対してサポートをやめるということでございますので、そういったものの中で私どもは毎年経常的といいますか、全体のリプレースをあげていきますので、その中でつくっておりましたけど、今回、次年度以降にリプレースが来ます90台も、今回併せてウインドウズ2000の端末を全てXP等に変えることにしています。

○ 上野委員

つまり2000からXPに変えるということでソフトの入替だけの予算でしょうか。

○ 情報化推進担当次長

ハードウェアの金額です。OS等、通常入れられてる、バンドールされてるものは全て入っていったますので、それ以外使っているソフトウェアについてはもちろん移行して使います。

○ 上野委員

今後リプレースしなければならない台数は何台ですか。

○ 情報化推進担当次長

手元にリプレースの予定台数を持ってきていません。ただ、23年度に全体のシステムを入れ替えますので、その時には全体の中で古いものを全てその時点で調整をしていきたいというふうに考えています。

○ 上野委員

じゃあこの90台という根拠はどこから来たんですか。部長会で採択される事業の提出が求められた時は金額はあてはめられてないんですよ。今おっしゃった23年度に入れ替えするときに全てXP以上に変えるということであれば、早急に必要なんですよ、2000はサポートしないということになれば、逆に全て入れ替える必要性もあったんじゃないかと思うんですが、なぜ90台か教えてください。

○ 情報化推進担当次長

2000があと90台残っている状況です。

○ 上野委員

リプレースする残にはどんなソフトが入ってるんですか。

○ 情報化推進担当次長

ソフトといわれる部分が、今、市で使ってるソフトのことなのか、それとも元々OS、器械に入ってるソフト、器械に入ってるソフトは通常入れられてる、ウインドウズのXPに標準的にバンドールされてるものなので、入れるメーカーによって違ってきますけど標準的にはウインドウズのそのメーカーと契約して通常入れてるものが入ってくると思います。

○ 上野委員

今の説明ですと、今回の90台を入れ換えた場合、市役所に1,500台くらいあるパソコンに関してはウインドウズXP以上のものが入ってくると理解してよろしいですね。今後、リプレースする必要はないんじゃないかと思うんですが、それに関してはいかがですか。

○ 情報化推進担当次長

器械によりましては職員、毎日通常勤務時間中に使っています。それでハードディスクが故障したり、メインボードが故障したり、キーが折れたり、そうしたいろんな面で故障が発生してまいります。どうしても古くなりますと故障の発生率は高くなります。そうしますとHD替えたり、MB替えたりしますと修繕費も馬鹿にならないくらいかかってきます。そういうことから考えますと私どもは5年、6年、7年という中で全体を見ながらリプレースというのはど

うしても必要になってくるというふうな考えで、今後も職員が業務を遂行する上で支障のないようにしていきたいと考えてます。

○ 上野委員

今後は老朽化したものを中心に置き替えていくということで認識をしておいてよろしいでしょうか。というのは老朽化するというのはいっぺんに何十台という単位ではしてこないと思うので、各課から状況を把握していただきながら何十何台という単位になると思いますので、よろしいですか。

○ 情報化推進担当次長

1,500台を基本的には同じようなバランスで入れてきています。ですから1,500台を5年という形で行きますと、1年間で300台近いリプレイスは出てくるという風には考えています。今、XPで大丈夫かという話ですが、OSに関しましてはマイクロソフトの分を使えば、どうしてもマイクロソフトがサポートを中止にすることがありますので、そういった面では、OSによってはまたリプレイスの必要性が出てくるという形は考えています。

○ 上野委員

いまの話ですと、大体5年で入れ替えを考えていると理解したんですが、1年に300台の入れ替えが必要だと思うんですが、それは間違いはないですか。

○ 情報化推進担当次長

5年といいましたのは例えば5年だと300台、先ほど言いましたように、5年を目処に6年7年使えるものがあれば使ってまいりますけど、そういった中で市の財政状態もございますので、その中で財政とも協議しながら、リプレイスの計画を立てながらリニューアルをしていきたいと考えています。

○ 上野委員

それでは90台の端末の交換は今回の補正予算で国県からの支出金があるので予算要求されてるんですが、当初予算では何台のリプレイスの予算を受けられてあるんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:42

再開 13:44

委員会を再開します。

○ 情報化推進担当次長

今年度当初予算で約40台です。

○ 上野委員

単価も同じなのか、いくらなのか教えてください。

○ 情報化推進担当次長

単価は同額です。

○ 上野委員

40台での総額を教えてください。

○ 情報化推進担当次長

504万円です。

○ 上野委員

補正予算が組まれない場合、年間40台でやる予定ということで1,500台入れ替えるのに何年かかりますでしょうか。

○ 情報化推進担当次長

その割合で行きますと37年かかります。

○ 上野委員

5年を目処に6年、7年、8年、使える限りと申しますが、37年掛かると途中で大幅な予算計上が掛かると思いますが、その辺はどうお考えになっての当初予算でしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:46

再開 13:46

委員会を再開します。

○ 上野委員

5年から10年で買い替えが必要ではないかというご答弁がありました。そういうペースでいくと年間150台の予算が必要だと思いますがその点はいかがですか。

○ 情報化推進担当次長

確かに全体的にいいますと、委員ご指摘のように150とか200というペースになると。今年度の分に関しましてはまだ先ほどご指摘のようにどこかで多い数字が出てくるんじゃないかと。確かに合併した時にたくさんの台数を入れたことがあります。それがまだ使ってるものがありますので、私どももそれを一番心配しているわけでして、それをいっぺんに変えるのは非常に難しいことですので、例えば5年のところをあと数年延ばせないかと、使えるものは使いたいということで、全体のバランスをとっていきたいというふうには考えています。全体的にみますと、通常電算のシステムというのはサーバ類といわれるものが5年くらいで変更になります、こういった時にはこれに合わせて、また端末が必要になる部分がございます。それは窓口業務についてはそれなりに新しい端末を持ってこなければいけない部分もありますので、そういったときに全体のバランスをとって、押し並べて5年6年7年で何とかうまく回せるようにということで調整していきたく。今も調整しながら全体のバランスを考えて導入をしていく状況です。

○ 上野委員

お金がないから年間100台とか無理だと思うんですね。これ、全て買い取りだと思いますが、他の使用状態の検討はなされていますか。

○ 情報化推進担当次長

今なぜ買い取りかということになりますと、起債の関係であるとか、特例交付金とかいった場合には備品購入費というのが前提となりますので、そういった意味からしています。中にはシステム合わせてリースでしているといったものも、うちが持つてるシステムの中にはございます。

○ 上野委員

電算についてはものすごくお金がかかる、今後もかかっていくと思いますが、より良い予算で効率的な運用をお願いしていきたくというふうに思いまして、一旦、次に行かせていただきたいと思。います。

男女共同参画推進費の中でDV被害者定額給付金相当額ということに関しては、一般質問の中でご指摘がございましたので、私は飛ばしていきたくと思。います。

障がい者福祉費、サンアビリティーズいづか各所改修工事皆増550万円、サンアビリティーズの傷みの状況を教えてください。

○ 社会・障がい者福祉課長

傷みというご質問ですけど、サンアビリティーズいづかにつきましては、昭和58年に当時の雇用促進事業団、現在の雇用能力開発機構ですか、障がい者の福祉の向上を目的に建設し、その後、平成15年に飯塚市が譲り受けております。そういうことから、開設から既に27年

が経過し、ある程度老朽化いたしておりますが、特に車いすの利用がありますので、床等が傷んでいる状況となっております。

○ 上野委員

社会・障がい者福祉課の所管の中で、サンアビリティーズいづかよりも設置年月日が古い建物はございますか。

○ 社会・障がい者福祉課長

今、把握している限り、記憶になりますけれど、サンアビリティーズが一番古いんじゃないかと思っております。

○ 上野委員

設置が昭和58年の4月1日なんですけど、公共施設等のあり方に関する意見・提言というか予定の中で、老朽化に伴い建て替える必要性が生じた場合は、代替または複合化が可能な施設について検討を行うというふうにあっておりますが、これとの整合性はどのようにお考えですか。

○ 社会・障がい者福祉課長

本年2月に計画されました公の施設の見直しに伴います第1次実施計画の中で、見直しの方向性としていたしましてサンアビリティーズいづかは現状のまま継続という方向性が打ち出されております。ただ、将来、建て替えが生じた場合は、先ほど委員が言われたように、代替施設を検討していくということになっております。

○ 上野委員

次に参りたいと思います。児童センター各所または胸部エックス線については、金額は別に必要であるだろうというふうに私も思いますので、上下水道費も含めて飛ばさせていただきまして、緊急雇用創出事業委託料皆増で五つの事業が上げられておりますが、これらは全て22年度実施予定の事業の繰り上げ分なのでしょうか。

○ 財政課長

個々の具体的な事業に入ります前に、ちょっと補足説明が足りませんでしたので、説明させていただきたいと思います。概要説明の中でもちょっと触れておりましたが、この緊急雇用創出事業委託料、これは平成20年度の国の補正予算で措置されました県の基金事業に当たります。その分の追加に当たりますので、今回の経済危機対策の交付金事業とは別立てで考えていただきたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:53

再開 14:01

委員会を再開します。

○ 上野委員

農業土木費についてお伺いをいたします。事業名が挙がってる件数が3件ございますが、二つが地域活性化事業債の対象になっているようです。この事業債の金額をそれぞれ教えてください。

○ 農林課長

この事業費のうち75%が地域活性化事業債の対象となりまして、残りを臨時交付金としての計画で予算の計上をお願いしているところでございます。

○ 上野委員

それぞれ、これは何年度分の事業が繰り上げになってきたんでしょうか。

○ 農林課長

来年度の予定を考えていたところでございます。

○ 上野委員

事業費の75%も借金をしてまで、この6月の補正予算に上げなければならない理由は何ですか。

○ 農林課長

来年以降、地域活性化事業債の対象として事業を認められますと、残りの25%程度が一般財源となりますので、今回、その一般財源の分について臨時交付金の対象として採択が受けられるということですので、こういった形で予算のお願いをしているところでございます。

○ 上野委員

それはよくわかります。25%が持ち出しじゃなくて交付金が活用できるということですが、その25%は、次年度予定されてあったのなら、次年度の一般財源からも出せるんですね。逆に言うと、25%をほかの予算に回すこともできた。そうですね。そうすると、この75%の借金はここで必要ないわけですよ。もともと22年度に予定されていた事業なんですから。ですので、なんで1年早送りしなきゃいけなかったのか、教えていただけますか。

○ 財政課長

22年度に実施いたしますと、市の持ち出しの部分、一般財源を当てなければならないようになります。今回、前倒ししてこの交付金事業に乗せますと、その一般財源の部分が交付金で充てられるということで、次年度以降に一般財源を充てる部分が要らなくなる、交付金で対応できるということになりますので、前倒ししてこの交付金事業に乗せたということになります。

○ 上野委員

はい、よくわかってるんですよ。だから、大きな事業をここでしなくて、例えば25%の頂ける真水の分だけで、22年度以降の予定されていた事業があると思うんですよね。なんでそれを先にやらなかったんですかね。これになんで借金を1年間早くしてまで、これを上げてこなくちゃいけなかったのかというふうにお聞きしてるんです。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:03

再開 14:04

委員会を再開します。

○ 農林課長

先ほど総合政策課からこの事業の取り組みについてご説明がありましており、内部で検討しました結果、様々な事業を予定しておりますし、今年度も取り組んでいくところですが、前倒しするこの事業につきましても、内部で検討の結果、優先的に取り組みたいという結論に達したうえで、この事業をほかの事業と比べて前倒しを、1年早く予算のお願いをしたところでございます。

○ 上野委員

農林課におかれては、他の事業と横並びで比べた結果、この事業が最も急ぐであろうという判断をされたということですよ。だから、今日は怒られますからお聞きしませんが、課の中で、なんでこれが一番はじめに上がってくるのかという審議されていると思いますので、その件に関しては他の課も一つひとつ、後日、お伺いをしていきたいというふうに思います。今の課長の答弁をお聞きすると、この二つも緊急性があったというふうに聞こえるんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○ 農林課長

お手元の3ページの資料にもお示しさせていただいておりますが、一つの事業につきまして

は市道・県道の下で30mの老朽化した農業用水路として、何かあった場合は支障があるということと、もう一つ、水路管の中に水道の排水管が入っておりまして、もしもの時に断水などの症状があるということと、県道の下、市道の下ということで優先的な順位を付けたところでございます。

もう一つの碓川サイホンの改修につきましては、合併前より老朽化水路の管更正が必要という認識が合併当時の協議の中から行われてきたわけですが、この度、地域活性化事業債の対象として認めてもらえるということで、早急に取り組みたいという考えを農林課として持ったところでございます。

三緒浦ため池につきましても、先ほど質問者が言われますように、浸水ほかの対策としまして、この三緒浦ため池につきましても、現在、受益地がほとんどありませんが、一面で浸水対策の調整池的な機能を持っております。そういった観点から、さらなる調整池機能を高めるためという観点から、この三つを農林課としては前倒しで取り組むという結論にしたところでございます。

○ 上野委員

この三つ以外に、これと同様に緊急性があるような事例というのは、もう農林課はお持ちじゃないというふうに理解していいんですね。

○ 農林課長

ないということではございませんが、もう一つ、現在取り組んでいる事業もございまして、国庫補助の事業ということで法的な事業手続というのでありまして、今年度に前倒しで実施ができない事業は緊急性の高いものとしてはほかにもございます。

○ 上野委員

緊急性としてはあるという認識なんですよね、ここに上げられてるのは。一番はじめの「緊急性は全くない」というのは外れて、93万4千円、2件だったんですが、これも加えなきゃいけないということですね。

最後、各所事業についてですが、6,264万円、当初予算が2,840万円なんですから、この補正予算後は9,100万円になりますので、3倍以上の予算ということになります。これも地域活性化事業債対象、一部、となっておりますが、対象はお幾らぐらい、これに借金なさるのでしょうか。

○ 財政課長

この各所農業施設改良工事に充当します地域活性化事業債の合計は、1,610万円でございます。

○ 上野委員

当初予算が2,840万円、これで行こうというふうに今年度、思われてたわけですよね。緊急性のあるやつは三本上げた。で、6,264万円、これは緊急性はない、今のところ、予備費的なものだというふうに認識してよろしいですか。

○ 農林課長

代表的にこの三つが資料に上がっておりますが、ほかの残りの各所改良工事につきましては、20箇所近くになりますが、その分もそういった先ほどの考え方に基づいて要望をした工事費でございます。

○ 上野委員

じゃあ、その全てが次年度の工事予定対象だったというふうに認識していいですか。

○ 農林課長

次年度以降の分もでございます。

○ 上野委員

次年度分は全てぶっ込みなので、次年度はこの予算は要らないわけですね。

○ 農林課長

次年度要求しようと思った事業費は、今年度着手できる分につきましては、言われますとおり、必要ないというふうに思います。

○ 上野委員

この予算は3倍以上になっておりますが、この6,264万円、なんぼか削ることはできないんですか。

○ 農林課長

ご審議いただき、議会のほうで認めていただければ、今から入札等の予定でやっていくわけでございますので、入札の結果によって、全額使うということではないというふうに考えております。

○ 上野委員

わかりました。次に林業振興費でございますが、竹粉碎処理機購入費補助金131万円、これは何年度事業分が前倒しでしょうか。

○ 農林課長

来年度以降の計画で考えておりました分でございます。

○ 上野委員

この林業振興の中で、来年度「以降」ではなく来年度実施予定の事業はほかにあったんじゃないですか。

○ 農林課長

来年度以降の実施予定の事業につきましては、ご承知のように林道の一部整備なり、あとは今、福岡県が策定しました環境森林税に基づく荒廃森林の再生事業等がございます。その中で事業費、補助事業と兼ね合わせまして今年度も来年度も取り組んでいくわけでございますが、この購入費補助金に該当する事業費が今のところ採択できませんでしたので、今年度、この経済危機対策臨時交付金の地域の活性化という部分で認められるということでございますので、要求をお願いしたところでございます。

○ 上野委員

課長のところは先ほどお聞きした農業土木費も所管になっております。農業土木費は今申し上げたように6,264万円増額になって、林業新興費はこの131万円だけでございます。まあ、総合政策課に上げた上げないは別にして、飯塚市として農業には6,264万円、各所工事・施設改良工事、借金をしてまで付けるけれども、林業に関しては131万円、最終的にこういうふうになったというふうに理解をしておきます。

次に、商工業振興費の企業立地促進補助金について、2,500万円ほどの増額ですが、これはどのような理由でしょうか。

○ 経済部長

この企業立地促進補助金につきましては、飯塚市企業立地促進補助金交付要綱に基づきます補助金でありまして、当初予算計上以降、事業の認定申請がありました3件について今回の交付金を活用させていただき、予算措置をするものであります。

○ 上野委員

これは先ほどの25%と同じで、どこかで上げなくちゃいけないので、この交付金対象として早めに6月に上げましたというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○ 経済部長

今回の交付金の活用につきましては、当初予算に計上を既にしてしている分については対象になりません。ただ今、委員ご指摘のように、今回計上しております3件分につきましては、本年

度9月補正予算以降に追加計上する予定であった分でございます。

○ 上野委員

わかりました。次、観光費に行かせていただきます。ご当地グルメ開発事業委託料ですが、これに関しては、私どもが補正予算見る前に新聞報道があつておったかと思えます。どのような理由で報道のほうが先走ったのでしょうか。教えてください。

○ 商工観光課長

商工観光課といたしましては、こういう取材等は受けておりません。ただ、実施するためには、いろいろ飲食店等のご協力も必要でございますので、そういうところにいるいろいろ相談をさせていただいた経緯もございます。もしかしたらそういうところからのお話しかもしれませんが、特に取材等を受けているということではございません。

○ 上野委員

金額までほしい、200万円弱というふうに載ってたかと思うんですね。もう、追求はしませんけれども、そういう順番が正しいのかな、というふうに、素朴な疑問が湧くわけです。議会に提示していただく前にそのような新聞報道がなされたということに関して、どのような認識なのかお聞かせをいただきたい。

○ 経済部長

ただ今、商工観光課長がお答えいたしましたとおり、今回の新聞報道に関しまして、報道機関等のほうに確認はいたしました。報道機関も私どもからは一切取材はしてない、と。私どもも庁舎内で、関係部署に取材を受けたかという調査をいたしました。調査結果についても、それぞれ、取材を受けた課は一切ございませんでした。でありまして、報道の内容を見ますと、ご指摘のとおり予算計上額等も記事として掲載されておりましたことは間違いございません。なんでこういった記事になったかということについて、私どもも報道機関のほうに問い質しはしたわけですが、なかなかその辺のニュースソースについては明らかにしていただけないというふうなこともございまして、今ご指摘のとおり、議会に公表する前に記事になるということについては順番もおかしいというご指摘でございますが、全くそのとおりというふうに感じておりますので、今後、こうした情報の提供等については、より一層慎重に取り扱いをしたいというふうに考えております。

○ 上野委員

市のほうの認識も、議会のほうが先でしかるべきという認識だとお伺いをしたんですが、報道に聞いてもニュースソースは明かさないでしょうが、200万円弱という予算と、このご当地グルメ開発事業、どこから漏れたかわかりませんが新聞に載っちゃいましたという話だと思うんですね。で、今、今後このようなことがないようにとおっしゃいましたが、どこをどのように対策されていいのかもわからないんじゃないかと思うんですね。そこら辺は、もしも新聞に先に載ってしまうことがまずいなというふうにお考えなのであれば、もう一度情報管理の徹底を、中枢の部分だと思うので、しっかりとやっていただきたいとお願いをするしかないんですが、もし、まずいと思われるのであれば改めていただけるようにやっていただきたいというふうに、これは意見として申し述べておきますが、このご当地グルメの開発支援、非常に良い事業ではないかなというふうに思うんですが、4月の予算に乗らずにここにポンと189万円という半端な数字なんです、これはどういった経緯でここに上がってきてるんでしょう。

○ 商工観光課長

現在、旧伊藤邸の一般公開後、観光振興に努めているところでございますけれども、観光地には欠かせない食の充実を図るため、飯塚独自の郷土定番メニューを開発し、各飲食店にて観光客等に提供し、本市の新たな魅力として市内の経済を活性化させることを目的として計上させていただいております。今回の経済危機対策臨時交付金があったので、これに合わせて

要求をさせていただいているところでございます。

○ 上野委員

素晴らしい事業だと私は思うんですけども、この交付金がなかったらやってないよ、という、今のご説明でしょうか。

○ 商工観光課長

先ほど申しましたように、この「食」というのは大きな問題でございますので、今後いろいろ検討した中で要求というのは当然必要かというふうに思っております。ただ、今回、この臨時交付金があったので、タイミング的に今回要求をさせていただいております。

○ 上野委員

189万円という予算、少ないと思うんですが、この予算の算定根拠はどんなふうになりますか。

○ 商工観光課長

主に人件費でございますけれども、見積を頂きまして、スタッフ人件費、それから広告費、会場借り上げ費等で合わせまして189万円ということでございます。

○ 上野委員

じゃあ、この事業はどのように進められる予定なのか、教えていただいてもいいですか。

○ 商工観光課長

この事業につきましては、実績のありますコンサルタントをコーディネーターとして数回のワークショップを開催しながら進めていきたいというふうに思っております。当然、飲食業の方たちのご協力を頂きながら、この事業を進めていきたいというふうに考えております。

○ 上野委員

ぜひ、これ成功させてください。189万円、少ないと思いますけれども。やっぱり、飯塚はおいしいものが多いと思うので、今までなかったことがちょっと残念でしたので、ぜひ、開発、そして成功のために進めていっていただきたいというふうに思います。

筑豊ハイツ荷物用昇降機改修工事ですが、今、この筑豊ハイツの昇降機は使えないような状況に陥っているのでしょうか。

○ 商工観光課長

筑豊ハイツの荷物用昇降機につきましては、筑豊ハイツ開設以来、昭和45年の11月以来39年が経過し、老朽化による故障が起きているところでございます。現在使えないということではございませんけど、時々故障が起きているという状況でございます。筑豊ハイツでも収益事業の中で、この宴会分野が大変大きな比重を占めております。荷物用昇降機については、迅速な配膳を行うことによる施設利用者へのおもてなしには欠かせないものでありますことから、今回この経済危機対策臨時交付金を活用して予算要求をさせていただいているところでございます。

○ 上野委員

この事業は平成22年度、次年度実施予定だったのでしょうか。

○ 商工観光課長

先ほど申しましたように、老朽化によります実施3ヵ年計画の要求もしておりますけど、筑豊ハイツは大規模改修工事等を計画的に行っておりまして、平成22年度以降の実施予定でございました。22年度の計画には、今のところ上げておりませんでした。

○ 上野委員

商工観光課でも22年度以降の事業については課内でいろいろ打ち合わせをされて、これとこれとこれを上げるというようなことをされたということですね。はい、わかりました。

次に、飯塚観光協会補助金600万円増、どちらも10周年と40周年の記念事業ですが、

何月にそれぞれ行われる予定なのか教えてください。

○ 商工観光課長

筑前いづか雛のまつりにつきましては来年の2月が10周年になります。山笠につきましては来年の7月に40周年記念となります。

○ 上野委員

雛のまつり、今、飯塚の中で一番たくさん外からお客がお見えになる大切な事業だと思います。10周年ということは、いつ、担当課は認識なされたんですか。

○ 商工観光課長

10周年という認識は当初から持っていました。

○ 上野委員

当初予算に乗せなかった理由を教えてください。

○ 商工観光課長

大変厳しい財政状況もございますことから、10周年記念行事については見送ってきたところでございますけれども、先ほど委員言われますように、本市の中では随一集客が多いというイベントでございますので、行いたいという気持ちは持っていましたけれども、財政的なこともございましたので見送っていたところでございます。

○ 上野委員

そうですね。財政的に厳しいんですよ。だから、起債を起こす必要はないんですよ。先に進みますが、飯塚山笠40周年は22年7月ですので、次年度で間に合うのかなと思いますが、ここに500万円上げられた理由をお聞かせください。

○ 商工観光課長

飯塚山笠につきましては先ほど申しましたように来年40周年を迎えるにあたりまして、まちのシンボルといたしまして、勇壮な走る飾り山を製作するという事で上げております。で、市民の方々のモチベーションを大きく高揚させ、外部からの観光客の増加につながるものということで、賑わいの創出と経済効果を期待して今年度に上げさせていただいております。

○ 上野委員

もちろん、次年度が40周年ということも当初からおわかりになったと思うんですが、その時に走る飾り山500万円の予算要求というの、次年度される予定があったんでしょうか。

○ 商工観光課長

来年の7月には、この飾り山が走るわけでございますので、この計画は来年度にとは思っておりませんでした。今年度製作しまして来年の7月に走らせたいということで、経済危機対策臨時交付金を活用しての予算要求でございます。

○ 上野委員

次年度予定してなかったということは、5月8日に部長会議が開かれて、15日の採択事業提出日まで1週間のうちに、500万円の支出と走る飾り山をお考えになったということですね。

○ 商工観光課長

そのとおりでございます。

○ 上野委員

地域の将来に向けた事業、賑わいを創出する事業の一環というふうなご説明だったんですが、飯塚山笠は非常に勇壮なお祭りで、私も何年か前に出させてもらったことがあるんですけども、旧4町の方々はあまりご存知でない。で、この事業に500万円ということは、ほとんどが多分、旧飯塚市内の市民の方々が対象になるかと思いますが、そこら辺はどういうふうな認識でおられるのでしょうか。

○ 商工観光課長

現在、飯塚山笠につきましては旧4町からの参加の方も大変多くございます。また、先日、自治会の理事会がございまして、山笠のマップ等も隣組回覧をしていただきながら、周知といろんなお願いを行っている状況でございます。

○ 上野委員

地域の賑わい、活力という点から考えれば、商工会の補助金とか、一律10%カットが3年続いておりますが、この雛のまつりと山笠の40周年事業、100万円と500万円とありますが、もし、周年事業に以前、飯塚市が補助金を出した経緯がありますならば、その金額をご提示いただきたいと思います。

○ 商工観光課長

過去、山笠ではあったのではないかとというふうに認識しております。

○ 上野委員

今、商工観光課がお持ちの中で、補助金、助成金、お祭りを含めて随分カットされてますよね、10%。この600万円があれば、そのカット分の埋め合わせもできたんじゃないかと思うんですけど、そんなことはお考えにならなかったんですか。

○ 商工観光課長

この二つのお祭りにつきましては開催期間も長く、また、市外からの観光客も大変多くございますので、市の賑わい創出と経済効果を考えまして、この二事業を上げさせていただいております。

○ 上野委員

では、経済効果と賑わいの創出という観点からお伺いをしましょう。600万円という予算、雛のまつりと山笠40周年、どちらも市内の主要箇所だと思うんですが、1箇所に投下した場合と、例えば6箇所に100万円ずつ投下した場合、どちらのほうが賑わいが創出される、また、経済効果があるというふうに、一般にお思いになりますか。

○ 商工観光課長

一般的にどちらのほうが、というのは、なかなか難しゅうございますけれども、基本的には観光客、流入人口によります消費行動の活性化によりまして、そこの市に対する経済効果が表れるのではないかとというふうに思っております。賑わいにつきましても、やはり、どれだけの方が、市民も交えてでございますけれども、どれだけの観光客が来られるかということによるものではないかと思えます。

○ 上野委員

当然、他の補助金、助成金についてはカット、カットで来てあるわけですから、これらの記念事業についてもそうあってしかるべきだというふうに私は思っておりますが、前回、周年事業に出した金額をお手元にお持ちではないということですので、必要とあれば後刻お尋ねをしていきたいというふうに思います。

次に、各所道路橋りょう維持修繕工事費が6,220万円増額になっておりますが、これはどのような考えで担当課、上げられたのか、教えてください。

○ 土木管理課長

道路橋りょう維持修繕工事費でございますが、これは支所・本庁含めての市道の維持管理費として計上しております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:35

再開 14:36

委員会を再開します。

○ 上野委員

これは全て次年度以降に実施予定だった分というふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○ 土木管理課長

はい、次年度以降に計画していたものでございます。

○ 上野委員

一旦、次にいきます。次に、飯塚こ線橋補修工事負担金4,500万円ありますが、これはどういった理由で6月に上げられたんですか。

○ 土木管理課長

これは飯塚駅表と駅裏をつなぐ、JR路線をまたいだ、こ線橋でございます。これについては老朽化が進みまして、昨年より調査を委託しておりましたが、いよいよ老朽化が進んだということで今回計上させていただきました。

○ 上野委員

「JR施工のため負担金」というふうになっておりますが、これは持ち主はどこになるんですか。

○ 土木管理課長

持ち主は飯塚市でございます。

○ 上野委員

ごめんなさい、よくわからないんですけど、JR施工ということはJRがお金を出してくれるというふうに理解していいんですか。

○ 土木管理課長

JRの付近を工事するに際しましては、マル特の資格を持つ業者さんでありますので、JR関係がそのところを施工するようになっております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:38

再開 14:39

委員会を再開します。

○ 上野委員

それでは、この事業、4,500万円という大きなものですが、何年度実施予定だったんでしょうか。

○ 土木管理課長

予定としては今年度の予定でしたけれど、先送りされていまして、今回計上させていただきました。

○ 上野委員

当初予算をお願いをしていたけど漏れていたもので、今回上げさせていただきましたというご答弁だったと受け止めておきますが、これ、非常に緊急性を有するものじゃないんですか。それともそうではなくて次年度以降でもよろしかったんでしょうか。

○ 土木管理課長

先ほども申し上げましたが、調査委託を前回いたしておりました。その中で悪い箇所等をいろいろ指摘されておりました。そういうことも含めて当初予算をお願いしておりましたが、財政的な問題もありまして落とされておりましたので、今回お願いしたわけでございます。

○ 上野委員

次に行きます。公園費、勝盛公園改良工事1億4,400万、合併特例債対象ということにな

っておりますが、いくら金額が借金なのでしょうか。

○ 都市計画課長

勝盛公園につきましては、元々が合併特例債の事業であり、池のしゅんせつ事業2,430万円を地域活性化経済対策臨時交付金にあてていただいて、これを除いた事業1億1,370万円が合併特例債の事業となっております。

○ 上野委員

1億4,400万円の中で、交付金で充てられるのが2,430万円だけとおっしゃったように聞こえましたが、間違いはないですか。

○ 都市計画課長

間違いありません。

○ 上野委員

やめましょう。ここで、1億1,370万円なんですよね。やめましょうと言ったら失礼ですけど、これを6月に絶対やらなくてははいけない理由は何ですか。

○ 都市計画課長

勝盛公園改良工事につきましては、平成19年度から平成22年度までの4ヵ年事業として実施3ヵ年に計上し、19年度は大型遊具2基、20年度については健康遊具10基、外周フェンス、老朽化した熊舎の解体を行い、階段等の整備を行わせていただきました。しかしながら、平成21年、22年度につきましては見送られた経緯があり、何としても多くの市民に喜ばれる公園として改良したいとの思いから要望したものでございます。

○ 上野委員

2年間据え置きになっておったんですね。なるほど、はい。勝盛公園については、私も時々遊びに行っておりました、子どもがちっちゃい頃には。今は、非常に綺麗になっておりますね、お蔭様で。しゃにむに今、当初予算に上げられていなかったわけですから、この借金分の1億1,370万円になりますか、これをとっばらって、2,430万円で出来る分だけやられたらいかがなんでしょうか。

○ 財政課長

冒頭でもご説明をいたしました、もともと19年度以降継続して公園改良をやっておりまして、今年度は財源的な問題で最終的な工事の分を22年度以降に先送りしておりました。もともと起債を活用した中で、こういった事業をやっていくということでございました。今回、経済危機の対策の臨時交付金が出ましたので、一般財源にあてる部分がこの交付金を活用できますので、それを活用して22年度以降の分を今年度前倒しでやらせていただくという形にしております。もともと今年であろうが、22年度以降であろうがこの合併特例債を活用してやっていくということでございましたので、予定どおり活用した中で実施させていただくことにしております。

○ 上野委員

それはよく分かるんですけど、お金が無い状況なので、例えば今担当課から説明があった池のしゅんせつに2,430万円、これ池をしゅんせつするにあたり、付随してやらなくてはならない事業はどれですか。

○ 都市計画課長

先ほど申しました2,430万円の中に池のしゅんせつ工事は含まれております。従いまして、合併特例債でやらなければ池のしゅんせつが出来ないかという、そうではございませんが、これからのまちづくり等を考えた場合には、一番市街地にあり利用者の多いこの勝盛公園を整備することは多くの市民からも支持していただけるものということから、今回あげさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○ 上野委員

中心にあって大きい綺麗な公園なんで分かるんですよ。でも、お金が無いんですよ。出来れば借金せずに、国と県からのお金を有効に使いたいというお話が、今あっておるんですね。私がお聞きしてるのは、池のしゅんせつに2,430万円かけて、これ池のしゅんせつ単体工事、池の工事と浄化槽堆積土処理ですか、これだけ単独工事でやることによって、どこかに不利益があるんですかというふうに、お伺いをしなします。

○ 財政課長

お尋ねの趣旨は、しゅんせつだけを今回の交付金でやって、他の事業は借金までしてやらなくていいということをお尋ねと思いますが、仮に今年度しゅんせつの工事だけを交付金でやって、どのみち22年度以降に遊具の設置でありますとか、照明灯の設置を実施予定でありましたので、仮にこの交付金事業に今年度上げなくて、22年度以降でやるとしますと、100%合併特例債も使えませんし、交付税措置も100%ありませんので、22年度以降にやると一般財源を充てて実施する事業になります。今年度やりますと、遊具設置事業の一般財源部分にも経済の交付金を充てて実施が出来ますので、市の持ち出しがそれだけ負担が軽くなりますので、合わせて今年度で実施をさせていただくという形にしております。

○ 上野委員

ごめんなさい、ちょっと理解が難しいんですが、6月で今、上げられてる事業を全部やる場合と、私が申し上げた池のしゅんせつ部分だけこの6月でやって、他に關しては次年度以降やるとした場合に市の持ち出しはいくら違うんですか。

○ 財政課長

単純な起債の分に対してのあれになりますので、細かい計算はあれですけど、単純計算でいきますと600万円の市の負担が今度の交付金で賄えるという計算になります。

○ 上野委員

よくお考えになられたと思いますが、この事業の目的ですね、先ほどもされておりましたが、市内業者の受注機会の確保というのも大きな目的のひとつだと思うんですね。公園は、勝盛公園以外にも各所にあると思います。1億4,400万円というお金を勝盛公園を1ヶ所で使った場合と、たとえば10ヶ所で使った場合、どちらのほうが市内業者の受注確保につながると考えられますか。

○ 都市建設部次長

市内業者というお話でございます。1,400万円の工事を10ヶ所に分けて出すと、市内業者というような質問でございますが、今の考え方としてはこの発注方法としましては市内業者に出すというような方法を考えておるわけです。この中で、電気設備とか、遊具設置とか、しゅんせつも含めて全てそういった専門業者に、市内の専門業者に発注をしていくというような考え方をもっておりますので、10に分けるとか、5に分けるとかという話とはちょっと噛み合わないのかなと思っております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:49

再開 14:50

委員会を再開いたします。

○ 上野委員

1億4,400万を1ヶ所の工事を出すよりも、1,440万を例えば10ヶ所で割ったほうが市内業者の受注機会は増えることは皆さんご承知だと思いますね。でも、それよりも600万円安くなるので1ヶ所出しますよと、それもいくらでしたっけ、1億1,370万円借金を

しても1ヶ所ですと出すということですね。そこで、各種補修工事4千万増えてます。当初予算720万が4千万ということは、これだけ各所公園で補修が必要なところが既にあるんだという認識をお持ちなんではないですか。

○ 財政課長

各所関係で各課いろいろ出ておりますので、ちょっと補足でご説明をさせていただきたいと思います。先ほどから、農林課も各所であげておりましたが、今回各所関係であげております工事は、財源的な問題で例年一定額、今年の当初予算におきましてもマイナス5%というところで金額を抑えた中で実施しております、積み残しの道路ですとか、農業施設でありますとか、そういった各公共施設の積み残しの工事がかなり出ておりました。そういった関係を20年度の補正予算でも道路関係を2億円ほど計上させていただきましたし、今回もこの経済危機の対策交付金を活用して積み残しの分を解消しようということで、各所の公共施設の工事をあげさせていただいております。先ほど言いました、緊急性ももちろんあるんですが、積み残しと、補修もせずに手つかずにしておりました施設の改修なり改良の工事に各所関係の工事費をあてておるということでご理解いただきたいと思います。

○ 上野委員

一応、次に行きます。4ページ一番下、柔道着等購入費、24年度から必須科目の前倒し実施ということですが、これは実際に今年度から授業の中で柔道をやっていくということで上げられた923万2千円なんではないですか。

○ 教育総務課長

今おっしゃっております柔道着等の購入費につきましては、おっしゃるとおり、今年度までにはやりたいということで上げさせていただいているものでございます。

○ 上野委員

そうですね。24年度まで置いといたら古くなりますから。じゃあこれ、予算が付かなかった場合、今年度は各中学校は柔道の授業はやれなかったということですか。

○ 教育総務課長

この柔道着につきましては、当初予算で4校分について計上させていただいております。それから、それ以外の分につきましては改めて今回、この経済危機対策で乗せていただいているものでございますけれども、当然、学校においては、例えば今年度においては体操服を着たままで授業をするというようなところも、中には考えていたところもあるようでございます。

○ 上野委員

12校分、当初予算に乗せるべきでしたね。と思います。

次のページ、行きます。文化財保護費、歴史資料館映像システム更新委託料、これはどうしても必要な事業ですか。

○ 文化財保護課長

現在、歴史資料館の2階の展示ホールに設置しています映像システムが、平成12年度の設置でありまして、製作から9年たっています。1市4町合併前の内容でして、新市の実情にそぐわず来館者から度々苦情が出ています。また、再生機器のほうは老朽化してしまっていて鮮明な画像が再生できないということで、また旧伊藤伝右衛門邸が開館しまして歴史資料館のほうにも回遊性をもって来館者が来られていますので、現在の緊急な対応をしたいと思っております。

○ 上野委員

筑豊は文化の宝庫ですし、歴史資料館の映像システムの更新というのは必要だと思います。この900万円という予算ですが、入札ですか。

○ 文化財保護課長

ハードにつきましては入札で実施したいと思っておりますが、ソフトにつきましては内容につきまして、以前作成しましたデータの再編集の部分が多くありますので、これについては随意契約を予定しています。

○ 上野委員

随意契約の金額と入札の金額をどのくらい予定されてるか教えてください。

○ 文化財保護課長

入札前ですのでお伝えできません。

○ 上野委員

これも当初に上げるべきだったのではと思いますが、より良いものが作れるように、担当課でも努力をお願いしますが、文化財保護課についてはこの映像システムが一番緊急性を要するというふうにあげられたと認識をされていてよろしいですね。

○ 文化財保護課長

課内で検討し、現在のところ一番緊急性があるということで上げています。

○ 上野委員

課内で検討されてるということですので承っておきます。

最後に、筑穂野球場グラウンド面改修工事1,440万円、これはどのような内容でしょうか。

○ スポーツ振興課長

この1,440万円ですが、これは筑穂野球場のグラウンドの内野のクリーク状態、内野と外野の芝の差が10センチ以上と非常に盛り上がった形で実際に野球に使用する上では安全性を保てないというところで、内野の土の入れ換え、芝の工事等々含めて1,440万円ということです。

○ 上野委員

市内には5つの野球場がありますよね、筑穂の野球場傷んでるということですが、一番古いんですか。

○ スポーツ振興課長

野球場としては平成9年完成ということで一番新しい施設です。

○ 上野委員

全面改装をしなくちゃならないほどボコボコの状態なんですよね、たぶん。何でだと思われませんか。

○ スポーツ振興課長

全面改装というところまでは実際、外野自体は問題はありませんので言いませんが、実際に内野につきましてはこれを、グラウンドを作られたときの状況は分かりませんが、現状としましては大雨が降るといったときに土が雨で内野からベンチ方向に流れるといったものが出来ています。そういった状況から踏まえまして、整備に若干の問題があったのではないかと考えています。

○ 上野委員

ものすごく問題があると思うんです。大雨が降ったら溝が出来るといのは他も一緒です。例えば飯塚野球場は昭和9年に設置されていますね、穂波は昭和61年、庄内は昭和57年、穎田は昭和48年ですが、大雨が降ればどこもなるというふうに認識を、私はしています。平成9年に出来た筑穂野球場が1,400万円も掛けて改装をしなくちゃいけないのはやはり普段の整備状況が悪いんだと思うんですよ、この予算をかける前に、使用されてる方に整備状況についてお聞き、または指導なされたことはあるんでしょうか。

○ スポーツ振興課長

グラウンドの使用につきましては当然グラウンド使用を終わったあとの整備につきましては、

その都度使用者には話しています。実際筑穂につきましては野球が盛んな地域でナイターの野球とかいったものもございます。ただ、以前に比べて利用者が若干少なくなったという部分では、整備は利用者が主にやるわけですが、そういったものの中で整備の仕方は、ご存知のようにローラーをかけたりとかいろいろやる中ではかけ方が悪かったとか、整備状況が若干不備があったということではあるかと思えます。

○ 上野委員

野球については担当課長も私もやっていますので、グラウンドの事情についても、この5つについては大体承知していると思いますが、私、平成9年に出来て1,400万円をかけてやり直さなくちゃいけないというのは、ほとんど使った後整備されて無いんじゃないかと思うんですね。今回出されています、公共施設等のあり方に関する答申についても飯塚市に残すのはどこどこですか。

○ スポーツ振興課長

穂波野球場と筑穂野球場です。

○ 上野委員

穂波と筑穂以外の3つの野球場の整備については万全だというふうにお考えですか。

○ スポーツ振興課長

現在、飯塚野球場につきましては管理人という形で整備をしていただいています。庄内野球場、颯田野球場というふうにございますが、こちらのほうそれぞれ使われてる方が整備良く使っていただいていますので、グラウンド状態としてはいいと。ただ先般庄内野球場につきましては実際グラウンド内状況が悪かった部分ありましたが、それについてはローラーかけをしたりということで、使用がよくなる形で整備をいたしていました。

○ 上野委員

残りの3つについては用途廃止を数年度後にされる予定なんですよ。私が言いたいのは、考え直した方がいいんじゃないかなと思うのは、グラウンド状態がこれまで悪くなった野球場は市が持っているが、用途廃止して地元の団体に整備をしてもらおうが、使う方というのはあまり変わらないと思うんです。ですので、今回この筑穂野球場の整備というよりも、他の4つを整備して、筑穂野球場の用途廃止も考えられた方がいいんじゃないのかなと思うんですが、その辺はどうですか。

○ スポーツ振興課長

実際、市内5つの野球場があります。その野球場の中で状態の悪い部分で、市民のみなさん、利用者のみなさんに迷惑をおかけしている部分としまして、この筑穂野球場がありました。私どもとしましては利用者の方の安全性、野球をしやすい環境といったときに、やはりここは整備する必要があると。ただ若干付け焼刃みたいな手入れをしましても後のことを考えますと非常にお金ももったいないということもありまして、今回この交付金があるということで再度この野球場を早めにもかく整備しまして、その後の維持管理につきましてはしっかりやっていきたいということで今回あげさせていただいています。

○ 上野委員

そうですか、はい。グラウンド整備に関しては、今は庄内、颯田、野球場もそうですが、少年野球とか中学生が使ってあって整備も行き届いていると思うんですよ。今全市的に申し込みが出来るようになって、例えば私は颯田のことしかわかりませんが、小学生が前の日に一生懸命にならしたグラウンドを雨降りにスパイクで大人の方が固いソフトボールで使えばなしにして、グラウンドも綺麗にしていかない、少年野球の持つてるネットも使い放題で出ていると、しかも抽選の時には同じチームの方が何人も来てズルをしているというような状況があるようですし、課長にも申し述べて来ました。スパイクを使って後がガチャガチャになるじゃな

いですか、綺麗にしても。そういったところにも、言われるようにちょっと雨が降ると水が溜まって流れるんですよ。筑穂の野球場も同じような状況だと思うんですよ。庄内にしてもそうですよ、毎日子どもたちが綺麗にしている野球場と、筑穂のように平成9年に出来て今まで1,400万もかけなくちゃいけないように整備もしてこなかった野球場、どちらも雨が降るとものすごい状況になるわけですよ。気持ち的に1,440万円3箇所に分けるとか、4箇所に分けるとか、そういうことは考えられなかったんでしょうか。

○ スポーツ振興課長

単純に数百万単位で各野球場を整備ということが可能であればいいかも知れませんが、実際この5野球場を見ましたときに、他の4つの野球場につきましては整備状況を踏まえたときに、今のところ問題点としては無いということではありませんが、この筑穂野球場につきましては、実際マウンドの後ろの土が削れてるとか、土にも問題があったのではないかとこの分析しまして土の入れ換えもきっちりやって、そういった少々の雨でも問題ない、また暗渠の関係の問題もあるのではないかとといったところも調査しながらこの野球場を整備していきたいということで、今回この予算ということで考えています。

○ 上野委員

分かりました、ただ、今申し上げたように使用後の整備状況がものすごく悪いので、悪くなったらやってくれるよねという状況が一番怖いんですよ。そこはきっちりと使用される方に指導なりお願いなりを徹底していただきたいというふうに思いますし、また筑穂野球場と穂波の野球場は飯塚市の市営として残される予定であります。自分のところに残すのを優先的にやるというのはどうかなと、私は個人的に思うんですよ。やはり手放して地域の方に維持管理をしていただく予定のところを綺麗にするのが筋じゃないかなと思っていますが、そこはどのようにお考えですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:09

再開 15:09

委員会を再開いたします。

○ 上野委員

そのように意見を申し述べて、お願いも重ねてしておきたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:10

再開 15:21

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

一般会計補正予算について、お尋ねをします。今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金なんですが、これも含めた国の15兆円の経済対策については、わが党は三つの問題があるというふうに考えております。一つは、全体として大企業に対する大盤振る舞いであるということ。二点目は、国民生活への支援策、当然ありますが、これも一時的で限定的なものであること。三点目に、その原資が将来消費税の増税によって賄われようとしておることです。考えてみますと、今度7億円来まして助かっていると、ありがたいお金が来ましたとか言ってきましたけど、考えてみますと、三位一体改革の中で地方交付税が23億円ね、地方公共団体共通の財産が奪われとったわけですね。それが、消費税付きですね、将来の負担付で7億円来たという形だろうと思うんですよ。それで、そういう問題を含んでいるんだけど、本市がこの

7億円、学校関係加えて借金も加えて、繰り入れもして、10億円の規模にしておるわけですが、この地域経済危機打開にどのようにこの10億円を使うかということが問われておったと思いますね。それで、いろいろ先ほどの上野委員の質問に対する答弁でも浮き彫りになったわけですが、それを前提にですね、幾つか聞いておきたいと思います。一つは、皆さんがこの予算案を立てるうえで、皆さんというか市長を立てるうえで、地元の経済危機、これをどのように捉えておったのかと、どういう形が表れていて、どういうふうの手立てを打たないといけないと考えておったかということが聞きたいわけですね。答弁求めます。

○ 企画調整部長

地元の経済危機をどのように受け止めておったのかというようなご質問だと思います。昨年の秋からこの世界の不況、更には日本国におきます不況という大きな嵐がこの本市を取り巻く経済界、それから地元中小企業、ここらあたりにおきましても、かなり大きな不況と併せて大打撃を受けているという認識は十分に持ち合わせております。そういうことからしまして、今回、国の経済危機対策に伴います地域活性化・経済危機対策臨時交付金は、地方公共団体がこれらの危機に対して、そして有効に活用することによって、この地場企業の育成、更には自治体の将来に向けての所謂地域の活性化を速やかに、かつ着実に実行するというのが、今回の臨時交付金の大きな目的でございます。この目的に照らしまして、本市がこの臨時交付金を7億9百万円というありがたい交付金をいただくわけでございますが、この交付金を有効に活用しながら日常生活関連に直結しますところのインフラ整備、それから本市の財政が厳しい中で先送りしている事業につきまして、ここを中心に事業決定をいたしまして、更なる市民生活の安定に向けて邁進してまいりたいというふう考えております。

○ 川上委員

抽象的でね、地元の経済危機の実態をどのように受け止めておられるのかね、5月8日と言われましたけど、部長会議あたりで具体的にどういう議論をしたのかということとは分かりませんね。5月8日の頃がどうかということもありますけど、本市では生活保護の申請者が急増しておったと思います、若い方も含めて。それから、就学援助、学校においてはですね、給食費がアップしたこともあるんだけど、周知が進んだというのもありましようけど、就学援助の申請者も急増しておると、例年に比べても。それから、税の相談も、赤いのを送ったということもありましようけど、税の相談も深刻な状況があると。おまけに、定額給付金だとか、児童扶養手当だけが振り込まれた預金通帳も差し押さえたりするものですから、事態は非常に深刻になるわけですね。そういう状況の中で、今度の予算の全体見ますと、直接庶民の懐を温かくするような施策がほとんど見られない。物を買う。工事を出す。それは、別に意味があります。しかし、直接懐を温かくするような施策がほとんど見られない。それは、今年からごみ袋を値上げする、6,400万円コークス代が浮いても値上げはやったわけですから。それから、給食代も応援しないということで、そこはですね、チグハグ性があるわけです。それは指摘した上でなんですが、地元の様々な業者の苦しみの状況は何によって見るべきかと思ったんですが、一つは廃業だとかね、そういう数字も見られるんですが、指名願いの件数の変動によって、それが表れていないかと思うんだけど、少しそれを聞かせていただいた上で後の質問に入ろうと思うんですが、分かりますか。

○ 契約課長

今のご質問でございますけれども、建設工事の関係で申しますと、21年度と20年度に比較でございますけども、平成20年度が建設工事の関係で申しますと411件ございまして、21年度が396件、15の減となっております。

○ 川上委員

これが例年の変動と比べてどうかということなんでしょうけど、実際に建設会館などに行っ

てお話を聞くとはですね、悲鳴を上げておられる状況は、私も聞いております。それで、今度の7億円、10億円ですが、市としてこういう財政出動をするんだけど、どういう分野を特に支援しようと、支援することになるとお考えですか。

○ 企画調整部長

先ほどもご答弁申し上げましたように、今回のこの臨時交付金を活用しました事業については、後年度に先送りしました事業、これはいわゆるハード部分の事業が中心でございます。従いまして、地元の企業育成、更には地元の企業の活性化、これに向けての事業が中心でございます。しかしながら、そればかりじゃいけません。将来の飯塚市を見据えたうえでのまちづくりという部分も大いに必要でございます。従いまして、そこらあたりも含めた中で事業の展開をさせていただいているわけでございます。

○ 委員長

どの部分に重点を置いたのかと聞きよる、今、質問者が言いようとは。質問者が言いようとは、どの部分に、例えば建築業界とか、そういうところとかね、どこの部分に、というような意味で質問しようと、分かる。

○ 企画調整部長

先ほど、ご答弁申し上げましたけど、日常生活に直結します生活関連事業、これがハード部分でございます。これにつきましては、先ほど上野議員の質問もありましたけど、土木・農林関係、それから、そこを中心にした事業ということでございます。

○ 川上委員

10億のうち、土木費が4億ですね、それから、農林費が1億5千万ぐらいでしょ。その外土木建設といえるところがあるかも知れませんが。その他は教育費関係は物品ですね、工事もありましょう。だから、形としてはどうですかね、建設土木関係が6割くらいでしょうかね。こういう状況の中で、先ほどから質疑があったのは、できる限り市内のとかいうんじゃなくて、地元の業者、ベスト電器も地元の業者というかどうか分かりませんが、地元の中小業者、どう助けるのかと、今までの制度の枠の中からは支援に結びつかない場合があると思うんですよね。ですから、この予算を執行するにあたって特別な努力をするということが求められていると思います。それで、本会議でも質疑が出ておったんですが、地デジ対応テレビですね、全部で415台ですね。これは、本会議でも言われたし、先ほどの質問にもあったんですが、なんとか地元の電気屋さんの方で仕事ができるように工夫ができないですか。どうでしょうか。

○ 契約課長

地元の業者さんでということでございますけれども、まだ正式に案件としてあがってきておりませんが、契約課といたしましては、地デジの関係で申しますと、市内の業者さんに優先というような形を考えておりますけれども、台数が多いこともありますし、納期の問題もございまして。そういった部分で、分離分割とか、そういった部分で対応ができればですね、広い意味で市内の業者さんをお願いしたいと、そういうふうな考えはもっております。

○ 川上委員

ですから、ベスト電器とか、大手の量販店を排除する必要はないけれども、地元のお店にテレビを置いていないとかね、指名願いも出ていないところでも扱えるような工夫が、要るんじゃないかというように思うんですね。それは、提案というか述べておきたいと思います。

それから、ハイブリット車の話がありましたね、5台、管財の方で集中管理するということでしたけども、何に使うかについては答弁がありませんでしたね。何に使うつもりかお尋ねします。

○ 管財課長

管財課管理の集中管理の車として使用したいと思っておりますので、各担当課が借りにきまず一般

的に貸し出しの車ということで使いたいと考えております。

○ 川上委員

市長とか副市長とか教育長とか、幹部級が乗る車とは違うんですね。普通の職員が乗る車なんです。そこを聞きたいんです。

○ 管財課長

現在のところ、正式には決めておりませんが、福岡とか遠くに出張する車等に使用させていただいたらと考えております。

○ 川上委員

それから、この婚活というんでしょうか、114万6千円の件ですが、農業後継者、市内の男性を主な対象にして、市外の女性と出会いの場を作ると、男女共同参画推進課がおられると思いますが、こういうことでいいですか。

○ 男女共同参画推進課長

見解ということで、お答えさせていただきます。男女共同参画社会というのは、男女のそれぞれの個性と能力を發揮できる、なおかつ責任も分かち合って共にやっていくという社会でございますので、先ほど総合政策課長も言いましたように、男女のカップルというように言っていましたので、そういう認識は、男女共同参画の視点での認識ではあろうかというふうに私の方は理解して聞いておりました。

○ 川上委員

人事評価マニュアルだとどういうことになるでしょうね。私は、この新聞見てね、最初に違和感を持ちました。「農業後継者ら独身男性に」と、おかしいでしょう。だから、人権の感覚の持ちどころがね、少し違うんじゃないでしょうかね、これは指摘です。

それから、会議録作成支援システム開発委託料、2社見積もりを取っておるということなんですけど、その2社の名前を聞かせて下さい。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 15:35

再開 15:46

委員会を再開します。

○ 情報化推進担当次長

委員ご質問の要求されました件に関しましては、今はお答えできません。

○ 川上委員

その2社の資本金はどれくらい分かりますか。

○ 情報化推進担当次長

1社は市内ベンチャーで株式会社になっておりますけども、資本金が未だ公表されておられないので、ちょっと私もそれ以上調べておりません。1社は3,379億円です。

○ 川上委員

大手ということですね。次の情報ネットワーク端末機機器購入費が90台ということでしたけども、これは入札にかかるんですか。競争入札にかかるのか、随意契約でいくのか。

○ 情報化推進担当次長

競争入札で行いたいと思っております。

○ 川上委員

これは、端末を入れ替えると、NECの方は何かメリットはありますか。

○ 情報化推進担当次長

今おっしゃてるメリットという意味がちょっと私も理解しにくい部分ございますけども、端

末を入れ替えることによってNECと言われている部分は多分基幹系がNECで動いておりますので、その件かと思えますけれども、それに関しては何も影響はございません。

○ 川上委員

それでは、緊急雇用創出事業委託料ですね、県の基金事業ということなんですが、これは県から来たお金をそのまま出しているわけです。それで、私はここで本当は市長が工夫が出来るところだろうと思うんですよ。例えば、JRの4,500万円とかいうのはね、緊急性がないということでしたので、その4,500万円は例えばこの緊急雇用事業に上乘せしてね、市独自の財源として上乘せして膨らますとかいうことも出来ると思うんですよ。JRはそのままにしておいてもいいんですよ、他から出せばいいんですから。何か来た分だけをトンと出すというのがですね、危機感がないとか、いかにも。そこで、現在の緊急雇用創出事業の実績、効果を今の段階でどう受け止めておられるか、お尋ねしたいと思います。

○ 商工観光課長

緊急対策事業の現在までの効果でございますけれども、現在まで市役所臨時職員採用事業ということで、20名、金額にいたしまして2,029万円、民間への委託事業で7名、3事業で、364万1,344円となっております。合計で27名、4事業で2,393万1,344円でございます。今後、未着手の事業もございまして、伐採剪定、しゅんせつ、施設環境整備、観光推進等の委託事業が17事業残っております、雇用創出予定といたしましては74名、事業予定額といたしましては2,516万1千円となっております。

○ 川上委員

先ほど、稼働能力のある方々の生活保護申請が増えておると、若い方を含めてですね。増えているという話をしましたけれども、この緊急雇用創出事業とリンクして、いろいろ工夫されておるだろうと思います。もっとですね、72名とか言われましたけど、桁が違うと思うんですよ。本市にとっては、閉山の時期とは、また比べようももちろんありませんけども、百年に一度の経済危機というように総理大臣が言っているわけですから、そういう認識に立てばね、県から貰った1千万円程度そのまま裸のまま出すというのはね、いかにも工夫がないと思いますので、これは指摘しておきたいと思います。その一方、9月には補正を出したいと思っておったんだけど、お金が来たので前倒しで出すというお金が企業立地促進補助金です。2,500万円なんですね。当初予算では、市長が社長をされている一番食品も含めてね、交付対象にしておるわけですね。この額見ると、2,500万円ですから、3で割ると8百万円程度なんだけど、この企業の名前は今日は出せますか。

○ 経済部長

先ほどもご説明いたしましたが、現在補助金の交付要綱に基づきまして、事業認定について申請を受け付け、受理をし、それをもとに予算計上をさせていただいているところであります。でありますから、今後のこの交付金決定、そして交付までの流れといたしましては、12月から20日以内に補助金の交付申請書を提出していただくと、この間に事業認定はしたものの事業認定を満たす要件、事業投資額が3千万円、新規雇用が5人以上ということが達成できない場合というのがございますので、できれば答弁については、控えさせていただきたいというように思います。

○ 川上委員

当初予算の折にはね、一番食品も含めて名前を明らかにしておる、前年度もスギヤマプラスチックだとか名前出したじゃないですか。今度だけ3社名前出せない理由を今言われましたけれども、納得しにくいですね。むしろ、当初予算の8社について、その8社が市の交付要綱に合致するどうか、私は情報公開請求したことがあるんですよ。合致するということが分かる資料が欲しい、と。出なかったですね。資料はいっぱい出ましたけど、この企業がなぜ市の交付要

綱に合致するののかというものは出ませんでした。なぜ、その企業立地促進補助金の交付状況について隠し立てしないといけないのか、おかしいと思うんですね。緊急雇用創出事業委託料はそのまま出す、一方でこういう企業立地促進補助金についてはね、名前も明らかにしないで補正を前倒ししてくる。特別サービスと言わざるを得ないと思うんですね。

それから、繰入です。予算書の7ページに基金繰入金があります。財政調整基金からのお金ですけれども、基金全体についてですね、あなた方がどういうふうに基金を扱っているかについて、非常に不安があるわけですね。それで、一般質問にもありましたけど、25億円の仕組債のことについて、この際お尋ねをしておきたいと思います。一般質問に対してあなた方は、25億円を運用して1億3千万円利益を得た、と。で、動かさせないとかいろいろ難しいこともあるけど、無くなったわけではないと言わんばかりの答弁でした。それで、まず、その1億3千万円、今はどこにあるんですか。

○ 財政課長

運用収入として市のほうで受け入れております。

○ 川上委員

受け入れて、どうしたんですか。

○ 財政課長

積み立て関係の基金にいたしまして、基金残高に応じて按分して積み立てをいたしますし、その他の分については一般財源として収入をいたしております。

○ 川上委員

どの金融機関に置いているんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 15:59

再開 15:59

委員会を再開します。

○ 財政課長

受け入れました収入につきましては、基金は一括で運用しておりますので、大口定期とか譲渡性の預金、そういったもので分けて運用させていただいております。

○ 川上委員

1億3千万円、基金ごとに按分してそこに戻してるわけでしょ。そうすると、これは1億3千万円、全体としてどの金融機関が預かったことになってるか聞いたんです。

○ 財政課長

その1億3千万円も含めまして基金全体で運用していますので、その1億3千万円もいろんな金融機関に分けて運用させていただいているというところです。

○ 川上委員

いろんな金融機関に分かれて基金ごとにいつているというふうに答弁したんですね。それでは、25億年、5年運用でいきかかったということでしたか、5・6年と言われましたか。それで、なぜ5年と考えたんですか。

○ 財政課長

当初、仕組債20億円、10億円を2本組みました時の条件の提示といたしましては、目標の期間を3年以内ということで条件提示をさせていただきました。その旨、平成19年6月の総務委員会でもご報告をさせていただきました。長期運用の分を5年以内ということで、他の基金につきましても5年以内の運用ということでさせていただいてましたので、それ以内の3年ということで、まず条件を組ませていただいております。

○ 川上委員

ということは、いろんな目的があつて市民のお金を預かつて基金にしたんだけど、3年とか5年の間、20億円とか25億円とかいうお金は本当は要らないお金だったということになりますか。

○ 財政課長

要らないということではありませんで、基金の運用益を利用して特定の目的の事業に充てていくという形で基金を運用させていただいております。

○ 川上委員

地域振興基金でしたか、合併特例債で38億でしたか、入れて、一般財源から残りを足して40億円にして、あの基金は当初から運用の果実を地域振興に使うためということで基金を組んだんですよ。ところが今度あなた方が仕組債で使った基金というのは、運用によってその果実をどうこうしようということで積み立てるわけじゃないですよ。そのために作った基金じゃないでしょう。環境保全推進基金は運用して果実を得るために置いたわけじゃないんですよ。そういう意味で聞いているんですけど。

○ 財政課長

その前に若干、長期運用分の基金について説明をさせていただきます。これも平成19年6月の総務委員会でお話しをしておりましたが…

○ 委員長

暫時休憩します。

(説明資料配付)

休憩 16:04

再開 16:07

委員会を再開します。

○ 財政課長

まず資料の説明をさせていただきます。右肩に「総務委員会提出資料 平成19年6月28日」と書いてありまして、特定目的等基金別の長期運用可能額という資料についてでございますが、この表の右端に書いてありますのが長期運用の可能額でございます。左が基金名であります。このうち地域振興基金は全額長期運用分に充てております。人材育成基金は約3分の1で5千万円、その他の飯塚霊園施設管理基金、かんがい施設の整備基金等、長期運用ができる基金のうちの一定額を、長期のほうに回しております。合計で56億5千万円ほど当時でございました。このうち、当初20億円を仕組債として運用させていただきたいということでご報告をさせていただいております。お尋ねの地域振興基金あたりもこの長期運用分に入っておりますが、こういう仕組債でありますとか、あと、長期運用分は2年とか5年の国債を10億円ずつ運用させていただいておりますので、そういった分の運用収入が一般財源となって地域振興のための財源として活用させていただいているということにいたしております。

○ 川上委員

今の答弁は、地域振興基金は確かに運用のために作った基金だけど、それ以外はそうではないのではないかと考えたことに対する反論なんですね。だから、56億5千万円長期運用しているけど、これに対して40億円は地域振興基金だという答弁なんですよ。だから、40億円については当初から運用のための金だ、と。じゃあ、残りは何なのかというと、そうではないわけでしょう。それで、市民にとって40億も、ほかのことにきちんと選択を誤らなければ、人質に取られることもなかったわけでしょう、30年も。そのほかのものは、それぞれ基金の目的があるものを人質に取られているんですから、大変なんですよ。だから、最初は3年とか5年とか思っていたのに、何年人質になるかわからないという状態になっているわけですよ。

金がなくなるわけではないから心配しないでくださいという本会議での答弁は、いただけないと思います。それで、30年後、最悪の場合30年と言われましたけど、それは戻るんですか。

○ 財政課長

元本は円価で保証されております。

○ 川上委員

福岡銀行だとか日興コーディアル、大和証券が購入業者になってますけど、発行体もここに書いてありますね。30年、大丈夫ですか。

○ 財政課長

お手元にお配りしております資料にも「発行体」の下の欄にも書いておりますように、格付けとしては最高の格付けの評価を得ている発行体でございますので、大丈夫だというふうに認識しております。

○ 川上委員

いや、そういう意味じゃないんですよ。あなた方が大丈夫か、と。30年後のことを言ってます。そういうことを言ってるわけです。

それで、今の段階で評価があって損が出てると思うんですよね。その損についてはどの位と見ていますか。

○ 財政課長

今のところ損というのは出ていない、25億円お預けしておりますが、25億円の簿価があるというふうに認識しております。

○ 川上委員

売れないけど、売った場合、どれくらいの損になるか、考えてみたことがあるでしょう。どうですか。

○ 財政課長

途中売却は考えておりませんので、そういう試算はしておりません。

○ 川上委員

一度、自分たちがしている仕事が、どういう状態に陥っているかについて、少し考えてみたらどうですか。だから、売るつもりが無いにしても、うまくいったるかうまくいってないかというのは見当が付くじゃないですか。もし売ったとしたらどれくらいになるんだろうか、とか、どのくらい損してるんだろうか、と。4月2日に日本経団連は、運用する株価証券で約20億円の損失が発生し、運用管理がずさんだった責任を取って事務局役員の報酬を減額すると発表したと記事が出ましたね。会計担当者がハイリスクの仕組債を購入していたことを役員らが把握しておらず、明確なルールも定めていなかった。こういうような責任の取り方をしてるわけです。で、途中でもいいですよ、10年後でもいい、20年後でもいい、30年後でもいいけど、何億円という損が出た場合、誰が責任を取るんですか。

○ 財政課長

誰が責任を取るということでございますが、行政として意思を決定したものでありますので、行政として責任を継承していくというふうに考えております。

○ 川上委員

このあいだ、資産報告書が公表になりましたね。例えば齊藤市長は一番食品の株を4万5千株、持ってあります。それで配当金が年間675万円じゃないですか。一番食品から頂いておられる給与を見ても2960万円でしょう。市の報酬が1400万円程度ですよ。最高責任者が責任取ろうと言っても、取れないでしょう。あなた方だって一緒です。じゃあ、誰が取るんですか。飯塚市民じゃないですか。あなた方はね、行政が責任を継承すると言うけれども、誰が責任を取らされるかということ、飯塚市で暮らしている人たちですよ。飯塚市民が取らされ

るんですよ。あなた方は取らない、取りようがないでしょう。そのところを明確にしておく必要があると思うんです。

それで、あといくつかお尋ねして終わろうと思うんだけど、そもそもこの仕組債、どこからどういう提案があって、どこに諮って飛び付こうということになったんですか。

○ 財政課長

導入を検討し始めましたのは、平成18年の4月頃からでございます。低金利の時代にありまして、基金の運用益がかなり減少しておりましたので、効率的な運用方法がないかということを検討しておりました。証券会社、主に日興コーディアル証券であります。野村證券の資料に基づいて、課内部で勉強をしてきております。また、平成18年の8月あたりにも勉強会を課内でやって検討をしております。最終的に仕組債で取り扱っていかうと決定をいたしましたのは、平成19年の3月26日の公金運用会議で方向性を出しております。

○ 川上委員

そうすると、あなた方の指南役は野村證券と日興コーディアル証券ということですか。

○ 財政課長

主にその2社からの資料を取り寄せるなどして勉強をさせていただいております。

○ 川上委員

資料を取り寄せただけじゃないでしょう。資料を取り寄せて、その証券会社から説明を受けてないんですか。

○ 財政課長

先ほど申し上げました平成18年8月の勉強会の際には日興コーディアル証券の社員の方に来ていただいて、勉強をさせていただいております。

○ 川上委員

日興コーディアル証券をあなた方に紹介した人は誰ですか。

○ 財政課長

紹介は受けておりません。営業にお見えになってからの紹介を受けたものでございます。

○ 川上委員

ほかに証券会社はいくつもあったんですよ。日興コーディアル証券というのは非常に雲行きが怪しいところだったんでしょう、当時。そういうところをわざわざ選んで勉強会に来てもらったわけですね。あなた方は誰かの紹介を得てなくて、日興コーディアル証券がポンと飯塚市に来ると思われませんか。

○ 財政課長

営業の一環でお見えになったものと考えております。

○ 川上委員

じゃあ、ほかに営業に来たところはありませんか。

○ 財政課長

野村證券のほうからもお見えになっております。それと新光証券、2社、お見えになっております。

○ 川上委員

その中からなぜ、一番雲行きが怪しい日興コーディアル証券を選んだんですか、指南役に。

○ 財政課長

平成18年8月の勉強会には日興さんのほうでしてありますが、平成19年の2月あたりには野村證券主催の資金運用の勉強会、そちらのほうにも参加をさせていただいております。

○ 川上委員

質問は、なぜ日興をその時に選んだのか、紹介があったのではないのか、と聞いたわけです。

なぜ日興を選んだのか、そしたら。

○ 財政課長

先ほどもお答えしましたように、営業でお見えになってからの関係でございます。

○ 川上委員

市長、市民の大切なお金を預かってる財政部局がこういう態度ですよ。何の下調べもなく、ポンと来たところに資料をもらって勉強させていただくというようなやり方をしておったということなんですね。あなた方はこの「ガバナンス」をよく読んでるでしょう。私も時々読んでます。この中で、あなた方が平成19年3月26日の会議で決定したというんだけど、これは5月号です。ですからここに書いてあるくらいの情報はあなた方のところに届いていないとおかしい。つまり、月刊誌ですからね、総務省が「仕組債導入は14都府市」ということで、ハイリスク・ハイリターンのデリバティブが組み込まれた仕組債の導入状況の調査結果をまとめているわけですよ、このほど。そして、最後に「同省は自治体に対し、安定的かつ有利な資金調達と確実かつ効率的な資金運用に自主的に取り組むことを求めており、有利な条件のみを求めて過大なリスクを背負うようなことは好ましいことではない、と地方債課が注意を喚起している」という記事なんです。ですからあなた方が、平成18年の夏から翌年の3月まで日興コーポリアル証券、あるいは野村証券の指南を受けて20億円のお金を運用しようと考えている最中に、総務省は「そういうことでいいのか」ということで注意を喚起していたわけですよ。そういう注意喚起を受けてませんか。

○ 財務部長

その辺の通知については、受けておりません。報道の中で仕組債導入、県、政令都市がどういうふうにあるかというような情報は、報道資料の中では入手いたしておりました。

○ 川上委員

財務部長は、これがハイリスク・ハイリターンで市民の使うものとしては非常に危険性があると総務省が注意喚起していることを既に知っていたんですね。

○ 財務部長

総務省が注意をしていたということは、承知をいたしておりませんでした。仕組債導入につきましては、為替レートの変動に伴います運用益の減少、あるいは長期の資金の償還が見込めないというようなリスクを内包しているということは承知いたしておりました。

○ 川上委員

委員長、この質問については、また別の機会に、今、答弁で明らかになった事実もありますので、別の機会に資料も要求して、総務委員会で所管事務調査をさせてもらいたいと思います。これで終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 上野委員

先ほど来、るる質問をさせていただき、ありがとうございます。全体的なことなんですが、今回の国と県からの支出金の合計7億7,431万3千円は今の飯塚市にとって非常にありがたい歳入で大切に使うまいりたいと、また大切に使わなければならないという認識を私は持っているんですが、その点についてはどのようなご認識ですか。

○ 財務部長

質問者申されますように、非常に財政的に厳しい飯塚市にとりまして、この7億といく財源につきましては、非常にありがたく思っております。今まで財源的に厳しくて事業を先送りしていた分ということが、予算化できたということでこの分を有効に活用して地域の経済の活性化にもつなげていきたいと考えております。

○ 上野委員

全くそのとおりに思います。ところでお伺いいたします。この支出金額全額この6月補正に上程しなければ、いただけるものではないのですか。例えば、9月に上程するとこの金額は減るものなのですか。

○ 財政課長

例えば9月の補正に計上したからといって、交付額は減るものではありませんが、今回の交付金の目的であります地域の経済の活性化という視点から、なるべく早く予算に計上して地域の経済活性化に役立てたいということで、急ぎ調整いたしまして今回の6月の追加提案ということでさせていただきました。

○ 上野委員

できるだけ早くという思いは私も一緒であります。例えば午前中からさらせていただいた質疑の中で、緊急性を有するものは少しはあるんですよ、部長。あったんですよ。その分に関しては、この6月の補正でやらなければならない、出来るだけ早くやらなければならないが、その他の分に関しては、5月8日の部長会を経て1週間、5月12日に事業提出をしると、1週間しか余裕がないわけですね。その中で、次年度以降に予定されていたハード面についての繰り上げは簡単だったかもしれません。しかし、新しいソフトの事業、例えば婚活支援であったり、この観光費にかかるものに関しては、この1週間で積み上げてこなくてはならなかった。この点に関しては、十分に熟考を各課ができたというふうに認識していますか。

○ 企画調整部長

ソフトの事業面と思います。これにつきましても、この臨時交付金を活用いたしまして、早く事業に着手しまして、この飯塚市の浮揚発展、更には地域の活性化に努めていきたいという考えの中で、このように6月の補正予算に計上させていただいたわけでございます。

○ 上野委員

全体の予算規模は起債も含めて9億9,400万円くらいですね。当初予算に関しては、だいたいどのくらいの時間をかけて編成されるのですか。

○ 財政課長

21年度の当初予算の編成の流れで言いますと、11月の末に予算要求の締切をいたしまして、各課ヒアリング等を12月以降やってまいります。年を明けまして、1月の中旬頃に市長ヒアリングを経まして、最終的に調整をとっておる状況です。1月半から2ヶ月時間をかけております。

○ 上野委員

それは、年間のルーティンワークですから、頭に入られてるわけですよ、各課の課長も、次年度はこれとこれを予算要求したいなという頭の中の考えは多分半年前から出来上がってきてると思うんですね。今回は10億規模弱の予算を編成するのにたったの1週間なんですよ。より効率的に、より大切に使おうと思えば、本当に緊急性のある部分だけを先にして、早くしたいということであれば臨時議会を招集していただいてもいいと思うんですよ。その点については、どのようにお考えですか。

○ 財政課長

おっしゃるように、臨時議会という提案の方法もあったと思いますが、本市としましてはなるべく積み残しておりました公共事業等も沢山ございましたので、そういったものを中心に編成させていただいて、早めに予算を調製させていただいたということでもあります。

○ 上野委員

これに関しては譲れないというご答弁ですが、質問をさせていただく中で、例えば事業を挙げさせていただければ、車の購入、例えば2台我慢していただくとか、会議録システムはきっち

りと他市の分も調べていただいて、予算の積み上げをしていただくだとか、雛のまつり、山笠の記念事業に関しては、他の事業については一律10%、3年間続けてきているわけですから、例えばこの600万円という予算を上げたということであれば、少なくとも10%カットするべきであろうと私は思いますし、また先ほど質疑の中ではっきりさせていただきました勝盛公園の改良工事1億4,400万円の中で、交付金活用は16%強なんですね。84%は起債、これに関しても事業の中身を見直したほうがいいのではないかと。また、各所改良工事ということで、明確に事業が上がっていない工事の費用、諸々全部合わせて手計算ですと3億9百何十万円かあるんですね。上下水道に振ってある、企業会計に振ってある金額は合わせて5,400万円、これらに関しては少なくとももう一度見直しが必要じゃないかというふうにご提言申し上げたいんですが、いかがですか。

○ 企画調整課長

今回の補正予算に計上しております事業につきましては、内容を十分に精査したうえで、なおかつ選択したうえで、この事業として今年度追加補正予算に計上させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○ 上野委員

それでは、10億規模の予算だったら1週間程度で内容も十分に精査をして作り上げることができるという答弁ですよ。お聞きをしておきます。では、この予算、10億弱の補正予算でございます。市の借金が、1億8,620万円増えます。この津々浦々の事業、特にソフト面に関してはこれから積み上げが大変だというふうに思いますが、しっかりと皆さん方執行していただくなり、きちんこの交付金の目的に沿って地域活力を上げていただくなり、していただきたいというふうをお願いを申し上げます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、「議案第89号 平成21年度飯塚市一般会計補正予算案(第2号)」に反対の立場から討論を行います。反対する理由の第一は、経済危機のもと苦境にある市民の懐を直接的に温める予算がほとんど見られないということであります。第二は、必要な建設土木、また物品に関する財政出動があるわけですが、現状では地元の中小あるいは零細の業者がきちんと救われると、その支援になるという保障がないままであります。そういった点から、反対をいたします。詳しくは本会議で述べたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 平成21年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、午前中でしたか、質疑で議案78・79・80号の市町の境界変更等に関連して提出の資料の地図が古いということで、川上委員さんから差し替えの要求がございましたが、これをいろいろ調べるということでしたけど、どちらから。

○ 総務課長

「議案第78号 市町の境界変更」につきまして、議案書の10ページに添付してありまし

た提出資料が、古い、平成14年以前の地図を添付しておりました。これを、新しい地図に差し替えをさせていただきたいと思っております。

○ 委員長

用意をしてあるなら、委員さんの分を配付してもらおうか。他の議員さんの分は議席にでも置いてもらうか何かして対応してもらおうということ。

それでは、暫時休憩します。

休憩 16:37

再開 16:45

委員会を再開します。

次に、「議案第92号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 総合政策課長

「議案第92号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。本案は、目尾地域振興基本計画（健康の森公園整備事業）の見直しに関しまして調査審議を行います附属機関の設置のため、提案するものでございます。改正内容につきましては、3ページの新旧対照表のとおりでございます。以上、簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

この条例改正案については、本会議でその目的の説明がありました。設置時期、メンバー、どのようにお考えか、お尋ねします。

○ 総合政策課長

設置時期につきましては、7月中に委員にお願いに参りまして、8月中に第1回の委員会を開催するというように考えております。メンバーにつきましては、現在、地元のほうで目尾地域振興計画の懇談会というのが構成されております。この現会員5名の方をまず考えております。さらに、地元の意見を最大限にお聞きしようという考えのもとに、地元自治会、地元の方を中心に最大で15名、そして本市の企画調整部長、市民環境部長、生涯学習部長を入れまして18名を最大人員ということで考えております。

○ 川上委員

市民15人に、企画調整部長、市民環境部長、それから生涯学習部長を加えると。それで、現在、懇談会があると言われましたね。どういう懇談会で、その5人というのはどういう方々ですか。

○ 総合政策課長

懇談会につきましては平成18年の10月に設置されたもので、主に地元の方5名がいらっしゃる目尾地域振興計画の懇談会でございます。

○ 川上委員

設置と言われましたね。この懇談会というのは市長の諮問機関か何かですか。

○ 総合政策課長

諮問機関ではありません。

○ 川上委員

じゃあ何なんでしょうか。

○ 企画調整部長

この懇談会につきましては、健康の森公園、さらには目尾地域振興基本計画の進捗状況を、

いわゆる調査といいますか、見守っていくといいますか、そういう位置づけの中での任意の懇談会でございます。

○ 川上委員

縄田部長とこの懇談会はどういう関係があるんですか。

○ 企画調整部長

執行部のほうがこの懇談会の席上に出向きまして、目尾振興計画さらには健康の森公園整備事業の進捗状況を報告して、そしていろんなご意見等を賜るといような懇談会でございます。

○ 川上委員

市としての位置づけが無い市民5人の懇談会に縄田部長が出かけて行ってるわけですね。不思議なんです。この5人、どういう方ですか。

○ 総合政策課長

5名につきましては目尾振興計画を考える会という会から出ている方、また、自治会から出ている方と、あとは自治会長がいらっしゃいます。

○ 企画調整部長

5人のメンバーにつきましては平成18年1月に目尾地域振興基本計画の検討委員会を設置しています。この検討委員会の主だった5名を抽出しましたというか、選出をいただきましてそして構成されました5人の懇談会です。

○ 川上委員

この懇談会のメンバーが自動的に、あなた方が考えようとしている附属機関に自動的に優先的に入ることになってるわけですね。懇談会というのは選出だとか言われましたけど、誰がこの懇談会を作ったんですか。部長ですか。

○ 企画調整部長

先ほどご答弁申し上げましたように、健康の森公園事業の進捗状況を地元のみなさん方に丁寧に説明していきながら、事業を推進していくというようになっていきます。従いまして検討委員会のメンバーの中から主だった5名の委員さんを、地元の方たちから選んでいただきまして、そしてそのメンバーの方たちに行政が進捗状況を報告しているという内容でございます。

○ 川上委員

選んでいただきましてとか、選出されましてとかね、主語がどこか分からない、だからこの5人の母体は分からないんですね。先ほどいわれたように任意の方たちなんですよ。そこに企画調整部長がいちいち報告に行ってる、と。報告はいいですよ、他の市民には言ってないわけですよ。だからこの5人だけ特別扱いしてるわけですね、違いますか。

○ 企画調整部長

この5人には説明はいたしておりますとともに、地元の幸袋自治会長会の皆様方にもご説明申し上げまして事業の推進をしてまいったということでございます。

○ 川上委員

幸袋の自治会長会できちんと進捗状況を報告しているのに、また別に5人だけ懇談会と称して集まっていたいて、あなたは公務で行ってるんですよ。出かけて行って5人だけ特別扱いしてるじゃないですか。その特別扱いした5人が、また特別扱いされてこの附属機関に入ることになっている。だから、この5人はどういう方ですか、と。どうしてそんなに特別扱いするのかを聞いてるわけですよ。どういう方々ですか。名前が言えないんですか、肩書とか。

○ 企画調整部長

検討委員会を設置する段階において、この進捗状況においては懇談会を設けて事業を推進するというような報告書の内容になっております。この報告書に従って5名を選出いただいて、

進捗状況を説明しているということでございます。今回、また新たに設置します検討委員会においても、これまでの流れ、いきさつ等を十分にわかっていただいておりますので、この懇談会の5名も含めて、また新たに残りの10名を地元の皆さんから出ていただいて、そして見直しをしていこうというような内容でございます。

○ 川上委員

公平性に欠けるやり方だと思います。

それで、現在の目尾地域振興計画のことなんですけど、総事業費は133億円に減額していたと思うんですけど、その後見直しが入って、ということもありましょうけど、当初の133億円との関係で、投入額がいくらで借金の返済状況がどうか、お尋ねします。

○ 企画調整部長

当初の計画におきます事業費が133億円ございました。133億円のうちの69億円を既に事業を終了しております。残りの64億円について、先ほどの検討委員会の中で30億円、いわゆる半減するという形の中で見直しの計画案を作成させていただいております。あと、借入金の残高については、今、資料を持ち合わせていませんので、ご了承をよろしく願いいたします。

○ 川上委員

しかし、あなた方はこの附属機関を設置したら、そこで私が今聞いたようなことを説明するんでしょう。もう、借金のことはあまり気にならないですか。ならないみたいですね。だから、この場で答えられないというのが、まずおかしいですよ、部長が。進捗状況をあなたは、その特別扱いしている5人の人たちのところに行って進捗状況を報告してるんですよ。進んでません、進んでません、事業は何も進んでないんだから、進捗状況を説明に行くとしたら、借金返しがこうなってますということしかないでしょ、本来。それで、先ほど半額で32億円と言われた、とは言わなかった、半額と言われた、32億円ですよ。27億円に事業費をしぼり、5億円は公共下水道を入れるので一般財源から入れるということですよ。で、この野球場のことを言われてるんだけど、この野球場を廃止することを検討するというだけでもなさそうだけど、それも含めて検討するという事だから、私は新たな無駄遣いの準備が始まったんじゃないかという心配をするんだけど。事業費が膨れるとか、あるいは小さくなくても、今は止まっているんだから新たな借金はないでしょ。膨れるとか小さくなくても、実際に必要でないもの、当面必要でないものが借金して動き始めるんじゃないかと、そういう心配をするんだけど、そういうふうにはなりませんか。

○ 企画調整部長

そういうふうなご懸念ではなくて、残った約32億円、これにつきましても飯塚市の財政がこのように極めて厳しい状況にありますとともに、公共施設等のあり方の実施計画の中でも野球場という位置づけを、しっかりと位置づけております。このような二つの観点から、さらにこの野球場については中止を含めて見直そうということで、財政の縮減を図っていこうというのが大きな目的でございます。

○ 川上委員

野球場は、じゃあやめましょう、と。公共施設の特別委員会でも議論してるじゃないですか、と。じゃあ、代替りのものを造りましょうということになるんじゃないですか。そういう心配をしております。それからもう一つ私が懸念しているのは、今度の見直しは今言ったようなことと、つまり新たな無駄遣いのスタート、借金のスタートとなるんじゃないかというふうに言いましたけど、その背景に、クリーンセンターの建て替えだとか増改築、そういうことだとか、あるいは旧飯塚以外のごみをこのクリーンセンターに持ち込む、つまり地元との約束変更ですよ。そういうことをあなた方が地元へ押し付けるために、今は止まっている大型公共工事、急

ぎもしないやつを蘇らせようとするようになるのではないかと心配するわけです。そんなことはないですか。

○ 企画調整部長

先ほどもご答弁申し上げましたように、本市の財政状況と、公共施設等のあり方の実施計画の中できちんと明記をいたしておりますので、これに向けて地元の皆様のご理解を頂きながら、建設中止も含めて見直していくということでございます。

○ 川上委員

じゃあ、新たな借金はここではしないと、今の段階で言えますか、市として。

○ 企画調整部長

繰り返しの答弁になりますけど、本市の財政が極めて厳しい折、さらには野球場を含めた実施計画も作っておりますので、そこら辺も十分に踏まえた中で、地元の協力を頂きながら見直していくということでございます。

○ 川上委員

実はこのほかには、クリーンセンターを巡っては、目尾第2団地下のグラウンドの扱いのこともあるでしょ。あなた方が特別扱いしてきた古河機械金属の土地ですよ。あそこを購入して、もし公園にしようということになれば、また何億円もかかるわけですね、買収費も含めて。もともと古河機械金属から土地を21億円分も買ってやってるじゃないですか。譲ってもらったとあなた方は言うかもしれないけど。クリーンセンターのコークスだって、合併前までずっと古河機械金属から買ってやってるじゃないですか。3年目だけ草野産業ですよ、新日鉄。で、合併後は基本的に新日鉄系と言われるところですよ。なぜかわかりませんが。だから、この古河機械金属、新日鉄という構図の中で、あなた方がクリーンセンターをどうにかしないといけないと考えてるとすれば、私は今度の附属機関、振興計画の見直しというのは、より透明性が確保されなければならんと思うわけですよ。公平性が。ところが今の話から言うと、最初からあなた方が特別扱いしている5人が、またここでも特別扱いされているようになってるので、私は同意しかねるわけです。質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、「議案第92号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」に反対いたします。先ほどの質疑の中で反対の意見を表明しましたので、本日はこれで留めて、本会議で詳しく述べます。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

川上委員から「人事評価制度について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。川上委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。川上委員に発言を許します。

○ 川上委員

私は予算議会における一般質問で、人事評価に関わる部分の質問をすると共に、予算特別委員会で関係の予算計上に関わって人事評価マニュアルのことにについて質問をしております。その際に答弁がなかった、あるいは不透明なままであるというところがありますので、その点についてお尋ねすると共に、委員長のお許しがあれば、関連しますので、報告事項の人事評価結果に基づく勤勉手当への処遇反映についてもそのまま質問したいと思っております。取り計らいをお願いします。

○ 委員長

おはかりいたします。本委員会として、「人事評価制度について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件について所管事務調査を行うことに決定いたしました。

先ほど川上委員が言われました、報告事項の4番目の「人事評価結果の勤勉手当への反映について」ということを今、言われたんだろうと思いますけど、これは後々報告がありますので、報告の内容はわかりませんが、委員さんのこの「勤勉手当への反映について」ということでの疑問点があれば、この際併せて所管事務調査でやってみてください。あまりこうなるときには、私のほうから少し遠慮してもらおうことがあるかも知れませんが、その点含めてよろしくお願いたします。

「人事評価制度について」を議題といたします。川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

人事評価に関する研修の予算が当初予算で計上されておりました。人事評価をする側の職員に何回か集まっていたいただいて研修をするということでしたけれども、その指導をするのがウエストウッドという会社であることが答弁で明らかになりました。この会社とは契約を結んだかどうか、まずお尋ねいたします。

○ 人事課長

契約を締結いたしております。

○ 川上委員

随意契約ですね。そうであれば、3月の議会の時には答弁がありませんでした、この会社の資本金、それから社員数はどうなっているか、お尋ねします。

○ 人事課長

まず資本金でございますが1千万円、社員数については1名ということでございます。

○ 川上委員

社員数が1名で1千万円の資本金、社長はどなたですか。

○ 人事課長

社長というか、代表取締役が西木 聡でございます。

○ 川上委員

3月には社員数がわからなかった、資本金もわからなかったですね。いつ調べましたか。

○ 人事課長

委員からご指摘がありまして、調査をしております。

○ 川上委員

あなた方は予算計上の時に、予算特別委員会の時にですよ、随意契約です、なぜか、実績のある会社ですから、と言った。ところが、資本金もわからなければ社員数もわからないと言ったんですね。私が指摘したから調べてわかったというのは、嘘でしょう。最初からわかってたんじゃないですか。その時にあなた方が答弁しなかったということだけじゃないんですか。嘘の答弁をしたんじゃないですか、3月は。

○ 人事課長

嘘は申ししておりません。

○ 川上委員

それが嘘でなければ、あなた方は資本金もわからなければ社員の人数もわからないという会社に随意契約で、市民のお金を渡そうとした。会社のことを全然わかってないのと同じですよ。そこと随意契約を結ぶ、予算を計上した、あり得ないでしょう、普通は。それをあなた方はなぜかやったわけですよ。その後、契約に至ってる。そこで、この会社は、市の人事評価マニュアルの基本を作ったところなんだけど、その前の会社を作ったんだけど、そのマニュアルによると、実際の人事評価は自己評価をまずしてもらって、職員に。そして、1次評価者が評価します。で、もう1回、上位にある人が2次評価をするということになってるんですね。なってるでしょう。この自己評価はどういうものなのか、1次評価者はどういうふうどこを評価するのか。それを見るんでしょ、2次評価者は何を見るのか、どういう評価をするのか。この三者の違いというか、そこのところを説明してください。

○ 人事課長

まず、この人事評価制度につきましては、評価の基準というものを設けております。その基準に基づきまして、業績評価とそれから能力評価ということを行うわけでございますけれども、今、委員が言われましたように、まず第1段階として自己評価ということで、実際に実績を上げました本人が評価を下す。それが終わりましたら、次に1次評価者に回し、1次評価者が先ほど申しました基準に照らして、自己評価を参考にはしますけれども、1次評価者としての評価をそこで行う。そして、1次評価者が行いました結果、これを2次評価者のほうへ送りまして、また上位の役付職員でございますが、その基準に照らした時に1次評価者の評価というのが適正であるかどうかという視点から評価を行います。その2次評価者の評価をもって最終評価とするものでございます。

○ 川上委員

非常に主観的な要素が大きい評価制度なんですね。それで、この評価の結果は、平成20年度の結果はもう出てるでしょ。どういうふうになってますか。

○ 人事課長

どういうふうな評価になってるかということ、非常に何と言いましょ、答弁がしにくい部分ではございますけれども、例えば、部長から係長級の結果を見ますと、その対象者数といいますが285名いるわけでございますけれども、それを5段階の評価で評価を行っております。ランクがSからBということで、S・A・B・C・Dというランクがございまして、Sが0、Aが52、Bが181、Cが49、Dが3という結果が出ております。

○ 川上委員

これが最終評価でしょ。で、自己評価はどうであったか、1次評価はどうであったか、そして最終評価はこれだというように、あまり時間をかけずに答弁できますか。

○ 人事課長

データは出してありますが、今、こちらに持ち合わせておりませんので、申し訳ございません、今、答弁はできません。

○ 川上委員

非常に主観的な評価制度なんですよ。で、これは本人には、「あなたはBのランクですよ」「Cのランクですよ」というのは伝えますか。

○ 人事課長

それにつきましては、評価者のほうから評価者面談というものを行っておりますので、その評価結果については通知をするようにしております。

○ 川上委員

本人の意に反した評価になった場合は、不服が申し立てられるようになってるでしょ。それで、その際に情報公開、自分はSだと思ってました、と。最終的にどうもBという通知が来ました、と。1次評価者は何と言ったんだろうか、自分をどういうふうに評価したんだろうか、と知りたいですよ。それは公開されるわけですか。

○ 人事課長

先ほども申しましたように評価者面談を行いまして結果を報告いたしますので、当然、どういうふうな観点に立って評価したかということは本人に伝えられるようになっております。

○ 川上委員

今聞いたのは、最終評価じゃなくて1次評価者がどういう評価をしたか知らせられるかと聞いたんです。

○ 人事課長

現在の制度は最終評価を本人に返しますので、1次評価者の考え方とか観点というものは本人には伝わりません。

○ 川上委員

職場の風通しが悪いですね。それから、3月に、今度のマニュアル、人事評価制度については給料の削減を目的にしたものではないと総務部長が答弁されました。ところが一方で、齊藤市長が江口議員の本会議での質問に答えてお話しになったことを紹介しましたでしょう。ここには市長と総務部、人事課の間での認識のずれがあるかと思うんですが、その後、交通整理されましたか。

○ 総務部長

今、質問者が言われておりますのは、一生懸命働く人には報いてあげたいというような表現での発言を市長はなさいました。私も人事評価につきましては人材育成のツールである、処遇というものはその中の一つの反映というようにお答えしておりますので、一生懸命努力した職員に対してそれなりのインセンティブという形での評価での処遇への反映というのは当然あるべきでありますし、それを今回行ったということでの報告も用意しておるわけでございます。それから先ほど、業者さん、コンサルの話もございましたが、コンサルについて私ども、知っていて報告しなかったわけではございませんで、親会社から独立されましたので詳しく資本金も知ってはおりませんでした。それから、この会社につきましては大牟田市も田川市も直方市も、また今度は嘉麻市でもプロポーザルで採用されておまして、不安を持つような業者ではないということについてもお答えさせていただいております。

○ 川上委員

ここで齊藤市長のその時の答弁を繰り返して言うこともないと思います。会議録に載ってるんだから。それで、せっかく部長が言われたので一言だけ言いますが、どういう実績があるか、どういう形になっているかわからない会社に随意契約で大事な人事に関する研修を、あるいは幹部職員を預けてしまう、こういうやり方が正しいんだと今言われたでしょう。大牟田だって田川だってやってる、と。関係がありますか。大牟田が、この会社がどういう会社かわからないで随意契約をやったか競争入札をしたか知りませんが、大牟田とか田川が、どういう会社かわからないで幹部職員を預けたりしたんですか。そうじゃないでしょう。あなたが3月に知らないと言ったことが嘘ではないと言うのであれば、あなた達は全然知らない会社に職員を預けたということになるんですよ、随意契約で。

○ 総務部長

知らない会社ということではなくて、もともと「k a z i (カジ)」さんという、西日本地区では有名なコンサルさんでございますが、人材育成のですね。コンサルのこういった人材育成

の会社については小規模なものが多いです。東京の大手は別にございますが、地場では小規模な会社になります。ですから、その会社の西木さんという方が、この人事評価の部分を受け持っておられたと。そこが暖簾分けをされてウエストウッドという会社を作られて、そこに人事評価関係のノウハウを引き継がれたということでございましたので、そちらのほう、ノウハウを持ってあるところと随意契約をしたということで、独立された際の資本金額について私どもがお聞きしてなかったことは事実でございます。

○ 川上委員

社員数がわからなかった、資本金をしらなかつたから、胸を張るところじゃないでしょう。だから、恥ずかしがるところですよ。随意契約理由書を確認しても、そういうことでは本来書けないでしょう。議会で指摘されてから社員が1名だということがわかりましたとか、あり得ないですね。インターネットで見たらどうですか。社員数が1名というふうには見えませんよ。3人はおられるようですよ、インターネットで見ると。社員数が1名なのに、どうしてそんなに働いている人がいるのか不思議ですよ。

それで、進みますけれども、私は3月の時には、こういうかなり主観的な人事評価制度があるんだけど、一方で本市の幹部職員の間で、人事権に近い人達が、特別なグループを作ってるという指摘をしましたね。で、聞いてもいないことについて部長が答えられたわけですよ。私は予算削除を求めたんだけど、総務部長は「七夕会は市長が主催したものではない」とか、「市長は参加していない」とか「副市長も参加していない」という答弁をされたんですよ。聞いていないのに。それで、七夕会はあなた方が、仲良くするのはいいですよ、しかし、人事権に近い人達が恒常的に組織を作っていくと、その人達はみんな人事評価をする人達なんですよ。その人達が1次評価、2次評価をしていく、1次評価者の見解は本人にはわからない。非常に主観的な状況が入っていくんじゃないですか。そして、本人が聞いて、最終的なことは聞かされるけど、1次評価者の評価、見解は聞かされないというわけですよ。こうなってくると、飯塚市役所の中は非常に恣意的な一部の幹部集団の流れの中で人事評価が行われていくということになりはしませんか。私はそう危惧するんです。どうですか。

○ 人事課長

委員のほうからいろいろとご指摘がっておりますが、私どもはこの人事評価制度につきましてはそのようなことのないように、公正公平な制度となるよう、制度の構築をやっていきたくと努めております。ですから、コンサルにつきましてもいろいろご指摘ございますけれども、そのコンサルタントにつきましても先ほど部長から説明がございましたように、平成14年、旧飯塚市の時代からこの制度構築に関わった「k a z i (カジ)」という会社の担当部長でございます。その「k a z i (カジ)」のほうが会社の縮小を行うということから、暖簾分けと申しますか、独立をされました。従いまして、実績云々の話もございますが、私どもとしてはほかのコンサルタントに途中で入れ替えても、また一からやり直すということもございますので、そのままその部長のほうへお願いをしているような状況でございます。また、先ほど委員からお話しがございましたように、苦情処理委員会という機関も設けまして、万が一、公正でない評価が行われた場合については、本人の申し出によりまして審査をする機関を設けております。そのようなことから、まだ万全とは言えないかもわかりませんが、公平公正な制度になるように今後も構築を続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○ 川上委員

その万全でない人事評価制度で今度、人事評価をしたんですね。で、課長補佐級以上の職員については勤勉手当の処遇反映をした。それで、反映対象者は今、何人ですか。

○ 人事課長

今回実施いたしますのは課長補佐級以上でございますので、人数は122名ということになります。

○ 川上委員

先ほどの数字は係長以上、部長級までということだったんだけど、この122名のSからDまでのランクはどうなってますか。

○ 人事課長

申し訳ございません、後ほどご報告したいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 17:27

再開 17:33

委員会を再開いたします。

○ 人事課長

申し訳ありません。Aが26、Bが84、Cが10、Dが2で122名でございます。

○ 川上委員

Sはないですか。

○ 人事課長

Sはございません。

○ 川上委員

ところでSは、何の「S」ですか。市長の「S」じゃないでしょうね。

○ 人事課長

この評価につきまして「S」というのは、スーパーというか、特に優れているというか、Bを標準ということで置いておりますので、それでアルファベットで5段階の評価を決めたということでございます。

○ 川上委員

日本語で書くと不穏な空気が漂うんですね。アルファベットで言うと、何だかわからないですね。

それで、勤勉手当への処遇反映については、今日の提出資料がありますけれども、優秀・良好・良好でない、ということになってますけど、このA B C Dの区分とK4からK1までの区分はどういう関係になりますか。

○ 人事課長

これにつきましては、先ほどの5段階の評価と連動させますと非常に難しい部分がございますけれども、S・A・Bの職員がおりますけれども、これがK4というふうに「優秀」と記載しております、この区分に入ります。また、「良好（標準）K3」というふうに書いておりますけれども、この部分に評価でいいますとBランクの職員が入ってまいりますし、またCランクの評価の職員も入ってまいります。また「良好でない K2及びK1」というふうに記載しておりますが、K2のほうはランクではCでございますけれども、Cの中でも業績評価点が90点未満の職員ということになります。また、K1のほうはランクDの職員という区分になってまいります。

○ 川上委員

しかし数字的には、K4が26、K3が84、K2が10、K1が2ということなんでしょ。

○ 人事課長

そういうふうな形にはなりません。それで今日、報告させていただこうと思っておりましたけれども、要はこの成績というのは、毎回の評価で変わってまいります。それで、ここに記載

しておりますように、資料の説明に若干触れるわけですが、従前は全職員100分の70ということで、勤勉率を設定して支給をしていたわけですが、その中で100分の1というものを全職員、仮定の話ですが出して、その原資をもとに優秀な職員に配分していこうというような考え方でございまして、でございますので、K3という標準の職員が100分の69ということで、優秀の部類に入る職員については100分の73を配分しますが、配分する時点での財源と申しましょうか、そこでいわゆるK4に入る職員の数というのが、その財源の額によって変わってまいります。でございますので、先ほど申しあげましたようにS、A、あるいはBの上位者までがこのランクに入ってくる可能性がございます。ですので、先ほどの5段階評価を即ここに当てはめるといような制度にはなっておりませんので、よろしくお願いたします。

○ 川上委員

大変なことを今、聞いたんですね。人事評価がSからDまであるんだけど、この勤勉手当の処遇反映のためのK4からK1については、そのままではなくて、勤勉手当をK4の人に余計にやるために財源を作らないといけないので、それが区分に影響するということなんでしょう。だとすると、お金を確保するために意図的にK3・K2・K1を増やさないとけないということになりますけど、違うんですか。

○ 人事課長

今、ご指摘のようなことにはなりません。あくまでも評価は絶対のものでございますから、場合によってはC・Dランクの職員が全くいないというような評価結果ということも生まれます。その際は100分の69ということで、先ほども申しあげましたように100分の1を原資として配分していきますので、原資を配分するがために成績の良好でない職員を作るような制度にはなっておりません。

○ 川上委員

しかし、従前、全職員良好ということで100分の70だったのが、今度の6月期分は「良好」「標準」が計算で100分の1減ってるじゃないですか。K4の100分の73を出すための原資が必要だから、100分の1落としてるんですよ。だから、意図的に作ってるじゃないですか、計算を。もし、K4の数が多い場合、賄いきれないでしょう。だから、ここのが難しくなって勤勉手当が足りないという時に、別の財源、ほかからプラスアルファして出すことがありますか。じゃないんですよ。この中だけで完結させようとしてるんですよ。だから、あなた方は意図的にランク分けをするわけじゃないと言ったけど、現実にはお金を確保するために区分けを意図的にすることになるんじゃないですか。

○ 人事課長

先ほどもご説明いたしましたけれども、評価というのは絶対のものでございますので、処遇に反映するために意図的に相対評価で作るものではございません。まずそれをご理解いただきたいと思います。でありますので、例えばK3以上の職員ばかりの状態になりました時に、その配分する原資に合わせて、K4ということで100分の73を配分する職員の数、これは自ずと減ってくるということになるかと思えます。こういうふうな制度にいたしませんと、例えば良好の職員を100分の70として、それよりも優秀な者の処遇を厚くすることになりますと、毎回いわゆる人件費予算というものが増えたり減ったりということにもなりますので、一定の予算の枠内で処遇について差を設けるとい形でございますが、絶対に、そのために評価の低い職員を意図的に作るという制度にはなっておりませんので、ご理解の程をよろしくお願したいと思います。

○ 川上委員

どうしてこういう矛盾したことを堂々と答弁するんでしょうね。齊藤市長が3月で江口議員

の質問に対して答弁したのは、私は中身的には問題があると思ってるんです。思ってるけど、仕事ができる人に払うお金を仕事ができない人間から取って渡すとは、市長も言ってないんですよ。ところが人事課は、仕事ができない人を作って、その人のお金を仕事ができると自分たちが勝手に思い込んだ人たちに回すということをやろうとしてるわけでしょ。だから、あなた方はここに誤魔化しきれないことがあると思います。その集中的な表現が、この「全職員（良好）」の100分の70が、「良好（標準）」の100分の69になっている。で、この100分の1はK4の優秀のための原資だということなんです。このことは、実はさっきちょっと言ったけど、齊藤市長が答弁された中身も問題だけど、それともまた違う。それから野見山部長が「給料には反映しない」と言った答弁とも違うんですよ。給料の削減を目的としたものではないと言ってるでしょ。ところが、K3・K2・K1は削減が目的じゃないですか。これは、あなた方が人事評価制度について、いみじくも先ほど「万全ではない」と言われたんだけど、課長が。部長も万全でないと思われてるでしょ。

○ 総務部長

給与に反映させないということではございません。人件費を圧縮するために使うのではないということはお答えをいたしました。それから人事課長も申しましたが、今まで公務員につきましては1年たてば1号給料が上がる、今で言えば4号ですけれども、そういった年齢級みなどころがございました。ですから、適正な評価を新しい人事評価制度の中で組み立てていこうということです。ずっと試行をやってきました、今、評価をやっておるわけでございますが、その中で勤勉手当、業務の反映をこの中でやるのが求めるところでございますが、その時に、今まで一律であった部分を、話し合いの中で、検討する中で、100分の70であったものを100分の69で「良好」にしよう、そこで100分の1の原資を作ろう、それを良いと認めるものにわけよう、低いものについてはその分を拠出しようという形で配分しておりますので、言われますように給与を削減するとか、そういった形ではございませんので、これも影響が少ないといえ少のうございます。ただ、今、人事評価の処遇の反映は緒に付いたばかりでございます。それから、課長も申しましたが、まだこの評価自体が、レベルに差がございます、評価者ですね。ですから、ずっと訓練をしていく必要がございますから、管理職の中で実際に導入をいたしまして、この制度自体をできるだけ完璧なもの、評価レベルが合うような形に研修をもって仕上げている、全職員への評価という形につなげていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○ 川上委員

飯塚市が自治体らしい自治体、住民の福祉の増進を目的にして頑張るということのためには、職員が全体の奉仕者としての立場の堅持、努力が要求されると思います。その中で特に、幹部職員の果たす役割は決定的じゃないですか。幹部職員どうしのなれ合いではなくて、しっかりした全体の奉仕者としての立場からの団結と連帯、それによる職員との団結、これが強化されてこそ、住民サービスが充実するんでしょう。ところがあなた方のやってることは、そうになってない。ランクの低い人の仕事をランクの良い人がしてるわけじゃないでしょう、別に。K4の人がK2やK1の人の仕事をしてますか。関係ないでしょう。ところがあなた方は、K1やK2、K3の人達の勤勉手当を削って回す、100分の1は5千円と聞いてます。そういうことをして、市職員が住民サービスのために力を合わせて頑張るというようになるかどうか、子どもに聞いてもわかるでしょう。

で、現行の勤勉手当は確かに、市長が別に定めるものということになってます。しかし全体としては、長期に、病気だとか、あるいは組合の出向とかいうことで、懲戒ということもあるんでしょうけど、休んでなければ団結ができるような勤勉手当の工夫をしていたわけですよ。それが、一気に崩されているというのはおかしいと思います。

おかしいことはほかにもある。あなた方は所属長会議でこのことを報告したんだけど、6月9日のことです、課長補佐級は本市では組合員ではないんですね。ところが、この当事者も知らない秘密をあなた方は、労働組合の幹部に事前に説明をし、了解を求めているでしょう。どうしてこういうことをしたのか、お尋ねします。

○ 人事課長

飯塚市職員労働組合、職員団体というふうに私どもは呼んでおりますけれども、この評価制度を構築する際に、やはり職員代表の者との意見交換というものも必要であろうということで、この職員団体をその当事者ということに据えまして、この制度構築につきましては、構築のはじめから意見交換ということを行ってきております。そういうことでございますので、今回、課長補佐級以上に、一部ではございますが処遇に反映するというようなことで制度の案を紹介したものでございます。意図といたしましては、処遇反映の趣旨は、全職員に仮に本格導入をするという際にいろいろな問題点があると思っておりますので、その実証のために100分の1という最小単位で実施をするものでございますけれども、そういうふうな説明を行ったところでございます。

○ 川上委員

そんなこと聞いてないでしょ。私が聞いているのは、当事者には秘密にしておきながら、当事者とは関係ない団体の労働組合に、なぜ事前に秘密を漏らして了解を得るようなことをするのか、なぜか、と聞いているわけですよ。

○ 人事課長

秘密にするのはなぜかというご指摘でございますけれども、秘密にした覚えもございませんし、また所属長会議で以前から、試行も行っておりましたので、一定の時期をとらえて処遇への反映を行うというようなことはお知らせをしていたところでございます。

○ 川上委員

平成21年度の6月期から勤勉手当をこういうふうな取扱いにする、人事評価結果に基づく勤勉手当への処遇反映を行うということは秘密だったでしょう。話してないでしょう、6月からというのは。この所属長会議で6月期の手当はこうするよ、と初めて話したんでしょう。

○ 総務部長

昨年ですか、人事評価の研修の中で、私ども管理職については平成21年度から反映をする、と。ですから、平成20年度の評価、これについてはみんな真剣にやってよ、ということで、管理職にはしっかり伝えております。職員組合という話もされましたけど、人事課長も申しましたが、当然、一般職へも入っていくわけですから、制度構築についての理解を得るということの作業は当然やってまいりますし、管理職につきましては間違いなく私のほうから説明をいたしております。平成21年度からは入るよ、と。どういう形でいくかの手法については検討していくということで。また、レベルの成熟度もございますものですから、こういった形で今回やろうということを私どもが決定をして、職員のほうにも伝えたわけでございまして、それについていささかも質問者のほうから疑念を持たれることはないと自信を持っております。

○ 川上委員

部長、適当なこと言ったら駄目ですよ。今、あなたは21年度からとか言ったんだけど、私はさっきから何て言ってますか。21年の6月期と言ってるじゃないですか。21年の6月期から、明らかにしてないでしょう。初めてこの所属長会議で言ってるじゃないですか。文書を出してますか。出してないでしょう、こういう文書は。そういうふうに課長補佐級以上のメンバーには秘密にしておいて、労働組合の幹部に、全職員が対象かどうか知りませんが、そういうことを先に漏らす、了解を得るというやり方は、いくらあなたが労働組合のOBであっても良いのかと思うんですよ。どうですか。

○ 総務部長

ここで労働組合のOBということは、職員いくらでもおりますので関係ないと思いますが、私ども、そういうことは一切、組合と手を握ってどうのこうのということはありません。当然、職員の理解を得る、と。管理職につきましては、管理職に対して私どもがどういう評価をするか、評価を構築して反映していくと伝えているわけでございますから、その具体的やり方については今、検討しているということで、ちゃんと伝えております。ですから、それに対して質問者からなぜそういうご意見が私どもに来るのか、ちょっと理解できないところがございます。

○ 川上委員

この100分の73、100分の69、100分の68、100分の65、これをあなたが労働組合の幹部に話す前に、所属長会議か、あるいは文書で課長補佐級以上の幹部職員に知らせたことはないでしょう。だから秘密だったんですよ。それを、なぜ当事者でもない団体のところに事前に秘密を漏らすのかということ、謎を聞きたいわけですよ。

○ 総務部長

所属長会議で人事評価について報告をするということを周知をいたします。その前には部長級、庁議の中でちゃんと、これについては人事諮問委員会の中で決定をして部長級には伝えておりました。具体的内容について所属長には所属長会議、課長・課長補佐級のを扱うということは伝えます。組合のほうになぜお話しをしたかというお尋ねでございましょうが、秘密と言われますが、変に人事評価を、これを過度に人事のほうで職員の締め付けにやってるんじゃないとか、そういう不安を持つ職員がおりました。それで、そういうことではないよ、ということで、誤った情報が流れないように職員組合のほうに理解を求めたものでございます。混乱をしないように、粛々と実施できるようにいたしましたものでございますので、疑念はないと思っております。

○ 川上委員

真綿で首を絞めるという言葉がありますね。結局、何が問題かということ、やはり主観的な人事評価制度をやっていること、それから、これを自分で「万全でない」と認めながら勤務手当てにまで反映させ手を付けるというところだろうと思うんですよ。だから、これについては、こういうやり方はおかしいということをして市長にも聞いてもらいたい、と。市長は最高責任者なんですけど、そう思って質問してるわけです。以上で質問を終わります。

○ 委員長

ほかに、この件に関連して質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。本件については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は調査終了とすることに決定いたしました。

次に、上野委員から「本市の行政機構について」所管事務調査をしたい旨の申し出がっております。上野委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。上野委員に発言を求めます。

○ 上野委員

この件につきましては、ゆっくり時間をかけてしっかりお聞きしたいと思っておりますので、本日のところは取り下げをしたいと存じます。

○ 委員長

上野委員から、所管事務調査については取り下げをしたいということでございますので、改めておはかりはいたしません。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「職員による庁舎案内業務従事者の設置試行について」、報告を求めます。

○ 総務課長

平成20年度に行財政改革に関連いたしまして検討項目としておりました庁舎案内業務の見直しについて、派遣元事業者、職員団体等と協議を重ねてまいりました。現在、本庁におきましては電話交換業務に2名、庁舎案内業務に2名の計4名の派遣職員により業務を遂行しております。このうち、庁舎案内業務に従事する派遣職員2名のうち1名は電話交換業務に従事する者の休暇、休憩等に対応するための代替要員として必要であるため、残る1名分について職員で対応しようとするものです。職員による庁舎案内業務従事者の設置試行につきましては、行財政改革を推進していく中、来庁される市民の方々への庁舎案内サービスの向上及び職員の接遇に関する資質の向上を図ることを目的として、平成21年7月からの実施を予定するものです。試行についての概要は次のとおりです。実施時期でございますが、平成21年7月1日から平成22年3月31日までとしております。実施場所は本庁舎本館1階、庁舎案内業務従事対象職員といたしましては、職員1名を本庁舎勤務の管理、監督職にある課長、課長補佐、係長とし、午前、午後の半日交代とします。業務内容といたしましては、一つは来庁者への庁舎案内・関係課との連絡調整、二つ目としまして申請書等の記入助言、三つ目としまして高齢者・車椅子利用者等のサポート、四つ目としまして混雑時の誘導・整理、五つ目としまして、その他市民サービスに必要な事項としております。

なお、今回の試行は、庁舎案内における問題点等の洗い出しや来庁者の反応等の整理を行い、次年度以降本格実施に向けて、さらに検討を行うこととしております。以上、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市定額給付金の給付状況について」、報告を求めます。

○ 定額給付金対策室長

飯塚市定額給付金の給付状況につきましては、先日の一般質問での答弁と同じになりますが、報告をいたします。定額給付金につきましては、景気後退下での市民への生活支援と、地域の経済対策に資するために実施されているものでありまして、本市におきましては3月16日に申請書を対象の方に対し一斉に発送いたしまして、3月18日に申請受付を開始いたしました。以来、銀行口座振込みによる第1回目の給付を3月27日に行いまして、5月末までの給付状況といたしまして、給付対象総数58,823件、20億4768万8千円に対しまして給付件数54,080件、給付金額19億3941万2千円となっております。件数に対する給付率としまして91.94%、金額に対する給付率は94.71%でございます。この時点におけます未申請の方約4千人に対しましては、申請忘れなどがないように促すため、お知らせ文書を6月9日に発送したところです。今後は、あて先不明により返送されてきた約400人分に対しても、関係課や自治会長さんに情報提供を頂くなどしながら対象者の居所把握に努め、対象市民に対し広く行き渡るよう取り組んでまいりたいと考えております。なお、本市の申請受付終了期日は本年9月18日となっており、郵送による申請はこの日の消印があるものまで有効となります。以上、報告

を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

報告の段階で、19億4千万円の給付金が飯塚市民に手渡されたわけですね、振込とかも含めてね。それで、手応えはどうですか、景気対策だとか、生活応援。お礼の電話があるとか、もらった方から。商店街から、こういうことで商売にもプラスになったというような声は来ていないですか。

○ 定額給付金対策室長

お礼とかは、二、三は「本当にありがとうございます、助かります」というようなお電話を受けたことはあります。それから、逆に、早く渡してくれというお電話も多数ありまして、やはり皆さん、給付を期待されておまして、このお金が生活支援の一部になったという印象はもっております。

○ 川上委員

いろんな評価はあろうと思いますけど。それで、大事な定額給付金を振り込まれた預金口座、財務部のほうで何件くらい差し押さえましたか。

○ 納税課長

この定額給付金につきましては、納税課といたしましては差し押さえたというふうな認識はございません。

○ 川上委員

少なくとも私は1件、定額給付金と児童扶養手当しか入っていない預金通帳を齊藤守史名で差し押さえてしまったという事例を知ってるわけです。このことについては総務部長にも口頭で申し上げておりましたが、そういうことをして担当課長は「そんなつもりはない」と総務委員会で堂々と。なぜ総務委員会かという、経過があるじゃないですか。このことについては総務委員会で何度もやった。そういうことを担当課長が答弁するような事態に、今、あるわけですね。市長、本当なんですよ。で、課長は英断を下してお金を返したんだから、その方については、交渉したから。だから、ほかにないかと心配するわけですよ。そういうことがあった担当課長が認識がないというぐらいだから、ほかにいくらでも差し押さえてるんじゃないですか。だから、前に言ったんだけど、野見山部長は総務省の意向を受けてるわけだから、お金を途中で取られずにきちんと渡す仕事でしょう。で、一つ事例があるんだから、きちんと調べて、ほかにあったらいけないんで、きちんと手を入れてみてもらえませんか。財務部長の所管になると思うんで、どうですか、調べてもらって、もしそういう事例があったらお金を返してもらえませんか。

○ 財務部長

以前の総務委員会の中でご指摘がございました。定額給付金を差し押さえるということではなくて、差し押さえた中に定額給付金が含まれていたと、そういうものが判明いたしましたら、その時点で納税指導とかいうものができたらそういたしますし、この分は定額給付金だから返してほしいということがあるなら、そういう処置をしていきたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の不祥事について」報告を求めます。

○ 人事課長

職員の不祥事につきまして、2件ご報告をさせていただきます。まず1件目でございます。臨時ごみ収集に係る公金等の盗難事件に関する関係職員の処分についてでございます。臨時ごみ収集作業中に、作業車に置いていたつり銭、領収印、領収書綴り等の盗難事件が発生いたしました。関係職員に対して平成21年6月5日付で懲戒処分、文書訓告及び口頭注意が行われましたので、その概要についてご報告をいたします。事件の概要は、平成21年4月27日に臨時ごみ収集業務において、作業用トラックの運転席上に公金等の入ったバッグを置き、施錠せずに収集作業を行っている最中、隙をつかれバッグを盗まれたものでございます。今回の事件につきまして、市民環境部所属の総括業務主任に対しまして、公金等の管理怠慢による盗難事件は注意義務を怠り、市職員の信用と品位を失墜させた責任、これを問いまして戒告処分とし、上司につきましてもその管理監督責任を問い、2名に対して文書訓告、1名に対して口頭注意を行い、厳重に戒めたものでございます。

2件目でございます。兼業禁止規定に抵触した職員の処分についてでございます。兼業禁止規定に違反し物品販売を行っていた都市建設部所属の主任に対しまして、地方公務員法違反として減給10分の1、三月の懲戒処分を行いました。この職員は平成18年12月頃から栄養補助食品の販売を行い、平成19年及び20年にわたり年間100万円程度の所得を得ていたものでございますが、本年4月中旬に人事課のほうへ匿名の通報がございまして、本人に問い合わせた結果、判明したものでございます。営業活動は勤務時間外に行われ、兼業禁止規定に抵触しないものと思ひ込み、人事課へ届け出も出さず、また上司や同僚も気付かなかったというものでございます。

本件2件について、当事者はじめ関係者への指導を行うとともに、6月9日に所属長会議を招集し、公金や公文書の管理体制はもとより、服務規律の遵守につきまして所属の全職員に徹底を図るよう、所属長に指示をいたしました。両事案は飯塚市職員の信用を著しく失墜させる結果となり、深くお詫びを申し上げる次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「人事評価結果の勤勉手当への反映について」、これは先ほどの川上委員の所管事務調査の中でかなり詳しくありましたので、もう報告は求めません。

次に、「コミュニティバスによる交通事故発生について」報告を求めます。

○ 総合政策課長

コミュニティバスによる交通事故の発生について、ご報告申し上げます。本年6月15日の月曜日、午前8時3分頃、飯塚市勢田の颯田支所付近のバス停車地におきまして、教育委員会所管の颯田小学校スクールバスが児童を下車させるため、颯田支所バス停に停車しようとバックしました際に、待機しておりましたコミュニティバスの左後部バンパーに接触し、双方の車両が損傷したものでございます。損害状況につきましては、人身傷害はなく、車両のみの損害となっております。なお、接触を受けましたコミュニティバスの運行委託業者は西鉄バス筑豊(株)でございます。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。